

平成 24 年第 2 回多賀城市議会定例会補正予算特別委員会会議記録（第 1 日目）

平成 24 年 6 月 15 日（金曜日）

◎出席委員（18 名）

委員長 佐藤 恵子

副委員長 昌浦 泰巳

委員

柳原 清 委員

戸津川 晴美 委員

江口 正夫 委員

深谷 晃祐 委員

伏谷 修一 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

藤原 益栄 委員

森 長一郎 委員

松村 敬子 委員

阿部 正幸 委員

根本 朝栄 委員

雨森 修一 委員

吉田 瑞生 委員

竹谷 英昭 委員

板橋 恵一 委員

◎欠席委員（なし）

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典
総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也
総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄
収納課長 木村 修
農政課長 浦山 勝義
商工観光課長 菊田 忠雄
保健福祉部理事(兼)こども福祉課長 但木 正敏
保健福祉部副理事(兼)健康課長 長田 健
保健福祉部副理事(兼)国保年金課長 高橋 信子
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章
復興建設課長 熊谷 信太郎
会計管理者 永澤 雄一
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長 大森 晃
教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦
生涯学習課長 武者 義典
文化財課長 加藤 佳保
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳
工務課長 鈴木 秀男
総務課参事(兼)総務課長補佐 鞠子 克志
生活環境課参事(兼)都市計画課長補佐 郷右近 正晃
社会福祉課参事(兼)社会福祉課長補佐 渡辺 明
都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 乗上 英隆
教育総務課参事(兼)教育総務課長補佐 佐々木 政則
管理課参事(兼)管理課長補佐 小林 正喜
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志
主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開会

- 正副委員長の選任

○伊藤議会議務局長

おはようございます。

ただいまから補正予算特別委員会を開会いたします。

初めに、委員長の選任でございますが、委員長が選任されるまでの間、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うことになっております。したがって、出席委員中、吉田瑞生委員が年長の委員でありますので、御紹介申し上げます。

(吉田瑞生臨時委員長、委員長席に着く)

○吉田臨時委員長

おはようございます。

それでは、委員会条例に基づきまして、臨時に委員長の職務を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに特別委員長の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員長は、委員長の輪番制という申し合わせにより、文教厚生常任委員長がその職務を行うこととなりますので、特別委員長は佐藤恵子委員となります。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉田臨時委員長

御異議なしと認めます。

よって、補正予算特別委員長は佐藤恵子委員に決しました。

以上で臨時委員長の職務を終わらせていただきます。

(吉田瑞生臨時委員長退席、佐藤恵子委員長席に着く)

○佐藤委員長

おはようございます。

補正予算特別委員会、きょう 1 日でございますが、国会でも今たけなわでございます。私たちが負けないようにきょう 1 日頑張っていきたいというふうに思います。御協力よろしくお願いたします。

○佐藤委員長

この際、副委員長の選任を行います。

副委員長の選任については、申し合わせ事項により、委員長の私から指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、御異議なしと認め、私から指名をさせていただきます。
副委員長には昌浦泰巳委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

● 議案第 64 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）

○佐藤委員長

これより、本委員会に付託されました議案第 64 号から議案第 66 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査を行います。

この際、お諮りいたします。本件につきましては提出者から提案理由の説明は終わっておりますので、本委員会における審査は、各議案ごとに各部課長等から説明を受け、次に質疑を行い、討論は本会議で行うこととして省略し、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認め、さよう決めます。

それでは、まず、議案第 64 号 平成 24 年度多賀城市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

関係課長等から、順次説明を求めます。

● 歳出説明

● 2 款 総務費

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 1 の 103 ページをお開き願いたいと思います。

初めに、歳出から説明させていただきます。

2 款 1 項 1 目一般管理費で 626 万 7,000 円の増額補正でございます。説明欄、総務課関係の 1、人事管理事業は 252 万 2,000 円の減額でございます。これは、いわゆる職員 OB の中から非常勤専門員として任用を予定した 5 名のうち、1 名を 4 月 1 日付で建設部下水道課に配置し、主に下水道事業の土木業務に従事してもらうこととしたため、当該 1 名分の報酬及び共済費の予算を一般会計から下水道事業会計へ組み替えるものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、地域コミュニティ課関係で 866 万 2,000 円の増額補正です。

1 の被災自治会・町内会再生事業につきましては、津波被害が大きかった地区を中心に平成 23 年度から実施しておりますが、平成 24 年度に入りましてから地域活動の活発化に向けた相談が多く寄せられるようになったことから、ことしの 1 月に制度化されました総務省の復興支援員制度を活用して、より強力に事業を推進することとしたものです。

この総務省の復興支援員制度は、復興まちづくりのために住民の意見の集約などを行う支援員を設置しますと、最大で 5 年間、人件費などに関する費用について震災復興特別交付税が措置されるという制度です。今回は、この制度を活用して地域支援員として非常勤職員

2 名を地域コミュニティ課に配属し、津波被害の大きかった地区を中心に積極的に地域に赴き、自治会町内会を再生しようというものでございます。

支援員は、一般公募により特に専門知識を持たない市民などを非常勤職員として募集しますが、支援員が地域に入って活動するためには専門的な知識を持つアドバイザーなどの支援が必要であることから、宮城大学地域連携センターを中心として、まちづくりの有識者により構成される復興まちづくり推進協議会に自治会・町内会再生支援をお願いするための委託料をあわせて計上するものです。これらの委託料につきましても、全額震災復興特別交付税が措置されるものです。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

次に、生活環境課関係の 1、生活環境課総務企画係庶務事務で 12 万 7,000 円の増額を行うものですが、これは、震災対応業務に係る業務の増大により非常勤職員の時間外勤務手当に不足を生じたため、非常勤職員報酬の増額をするものでございます。

3 目広報聴費で 117 万 9,000 円の増額をするものでございます。説明欄、生活環境課関係 1 の人権啓発活動市町村委託事業でございますが、この事業は仙台法務局塩竈支局管内の 2 市 3 町が持ち回りで宮城県からの委託により実施しているものでございまして、このたび宮城県との協議が調いましたことから計上するものでございます。事業内容は 2 つのイベントを企画しておりまして、一つは、人権啓発に関する講演会を秋ごろに開催する予定としております。もう一つは、市内の小學生に草花のプランターを配布し、植物を育てることを通し命の大切さなどを学んでもらう事業を予定しております。

11 節需用費の 68 万 8,000 円は、草花のプランターの購入代、講演会のポスター、パンフレットの印刷代でございます。13 節委託料 45 万 7,000 円は、講演会の企画費、駐車場警備委託料などでございます。14 節使用料及び賃借料の 3 万 4,000 円は講演会の会場使用料でございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、8 目企画費で 1,180 万円の増額ですが、これは、財団法人自治総合センターが行う平成 24 年度コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ助成事業の募集におきまして、留ヶ谷区、東能ヶ田尚和会、桜木東区町内会、桜木南区町内会、八幡下二町内会の合計 5 つの自治会がコミュニティ助成事業助成金として採択を受けたために、今回補正を行うものです。

次に、16 目諸費で 31 万 7,000 円の増額ですが、これは、行政報告で市長が報告をされましたとおり、平成 20 年 1 月から区長が不在となっております丸山区において本年 5 月 1 日から区長を設置したことに伴い、区長報酬と、それから多賀城市区長会に対して補助しております運営補助金 1 人分をそれぞれ増額するものです。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次に、19 目東日本大震災復興交付金事業基金費で 5 億 321 万円の増額補正をするものでございます。説明欄、25 節積立金のうち、東日本大震災復興交付金事業基金積立金の 5 億 295 万円の増額補正は、復興交付金の第 2 回申請分の配分可能額が示されたことを受け

て、当該額の全額を積立金として計上するものでございます。同じく基金積立利子の 26 万円の増額補正は、基金積立金の増額に伴う運用益の増加を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。

○木村収納課長

2 款 2 項 2 目賦課徴収費で 2,000 万円の増額補正でございます。これは、東日本大震災に係る雑損控除等の申告による税額更正及び市税の減免等により還付金が生じたことによる不足分を増額するものでございます。

● 3 款 民生費

○但木こども福祉課長

次、3 款 2 項 1 目児童福祉総務費で 87 万 2,000 円を増額補正するものでございます。説明欄の子ども手当支給事業の 23 節償還金利子及び割引料で 87 万 2,000 円の増額でございますが、これは、平成 23 年度子ども手当特別措置法分に係る国庫負担金額の確定に伴う返還金でございます。

2 目保育運営費で 289 万 9,000 円を増額補正するものでございます。説明欄の保育所給食食材放射能測定検査実施事業の 13 節委託料で 289 万 9,000 円の増額でございますが、これは、保育所の児童及びその保護者の不安を解消するため、4 公立保育所の給食で使用するすべての食材について、消費者庁から貸与されます放射能検査機器を使用して 8 月から事前に検査を実施するもので、その検査に係る業務委託料でございます。

なお、この事前検査ですが、翌日の給食に使用するすべての食材を混合したもの 2 検体を民間の専門機関において前日に検査を行うもので、8 月からの実施日以降、毎日実施することとしているものでございます。

次、6 目留守家庭児童対策費で 147 万 9,000 円を増額補正するものでございます。説明欄の放課後児童健全育成事業の 1 節報酬と 4 節共済費の増額につきましては、多賀城小学校すぎのこ学級及び城南小学校もみじ学級において、気になる子への対応や入級児童数の増加などに対応するため、留守家庭児童学級指導員を 1 名ずつ増員することによるものでございます。

● 4 款 衛生費

○長田健康課長

4 款 1 項 3 目予防費で 52 万 5,000 円を増額補正するものです。説明欄 1、乳幼児、児童、生徒に係る予防接種事業ですが、これは、平成 11 年と平成 12 年度に実施した BCG 予防接種によって健康被害を受けた方に対する給付金を補正するものです。国の被害認定が切れたため継続認定を申請していたところ、平成 24 年 1 月 31 日付で認定通知が国からあったことから、平成 24 年度分の医療費と医療手当の予防接種事故対策負担金として被害者に支払いするためのものでございます。

次に、4 目健康増進事業費で 1,968 万 8,000 円を増額補正するものです。説明欄 1、被災者特別健診事業ですが、これは、震災により被災後の生活環境の変化等による健康状態の

悪化を早期に発見し、疾病を予防するため、18歳から39歳までの市民を対象とする被災者特別健診を実施するものです。健診の対象者については、18歳までの方は乳幼児健診や学校での健診において、40歳以上の方は特定健診や健康診査などで健診を受診する機会がありますが、18歳から39歳までの世代の方で国民健康保険に加入している方、社会保険の被扶養者の方などは勤務先や学校等で健診を受診できないことがあることから、今回宮城県の補助10分の10を受けて被災者特別健診事業を実施するものです。

次の107ページをお願いいたします。

主な経費は13節の健康診査業務委託料1,687万6,000円で、1,451名の受診を見込んでおります。なお、委託先は塩釜医師会を予定し、管内の医療機関での個別健診での実施を予定しております。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

6目環境対策費で63万4,000円の増額をするものでございます。説明欄、生活環境課関係1の生活環境リサイクル推進係庶務事務で63万4,000円の増額を行うものですが、これは、4月以降、放射能の測定及び県の移譲事務として騒音測定などの事務の増大により非常勤職員の時間外手当に不足を生じたため、非常勤職員の報酬を増額するものでございます。

● 6款 農林水産業費

○浦山農政課長

次に、6款1項3目農業振興費137万6,000円を増額補正するものでございます。これは19節の戸別所得補償制度推進事業補助金でございまして、この補助金は戸別所得補償制度実施のための事務費相当分が交付されるものでありまして、平成23年度以前は、国から県を通じ、多賀城市地域農業推進協議会に直接交付されていたものでありますが、本年度から、国から県、そして市を経由して多賀城市地域農業推進協議会に交付されることに伴い計上するものでございます。

● 7款 商工費

○菊田商工観光課長

次に、7款1項2目商工振興費で158万円の増額補正でございまして。

説明欄1の仮設店舗等貸与事業の仮設施設設備等整備業務委託料で26万円の増額でございまして。これは、公益財団法人東北活性化研究センターの地域産業復旧・復興支援事業補助金を活用して、町前三丁目の仮設店舗等への一般客を誘導するため案内看板を取りつけるものでございます。

次に、説明欄2の仮設工場等貸与事業としまして132万円を増額補正するものでございます。これは、独立行政法人中小企業整備基盤機構の仮設施設整備事業を活用し仮設工場・事務所を建設するもので、この建設に係る用地の借上料でございまして。この費用につきましては、入居希望者が市に納入し、市が地権者に支払うものでございます。工場の建設場所は明月一丁目地内、敷地面積は1,500平米、入居者は5事業者となっております。

資料 1 の 88 ページをお開きください。

仮設工場等用地借上料として、債務負担行為を平成 25 年度から平成 29 年度まで、限度額を 858 万円と定めるものでございます。

109 ページのほうにお戻りください。

● 8 款 土木費

○熊谷復興建設課長

109 ページをお願いいたします。

8 款 2 項 4 目橋りょう維持費で 3,000 万円の増額補正を行うものでございます。説明欄 1、緊急避難路整備事業、13 節設計業務委託料で、これは、緊急避難路として位置づけられている砂押川にかかる 4 橋、笠神新橋、鎮守橋、舟橋、樋の口大橋の橋梁の耐震化を実施するための設計業務で、第 2 回復興交付金事業に採択されたものでございます。

次に、4 項 3 目公園費で 215 万 3,000 円の増額補正を行うものでございます。説明欄 1、中央公園整備事業、15 節施設整備工事 429 万 5,000 円の減額、17 節土地購入費 457 万 8,000 円の増額、22 節物件移転等補償費 187 万円の増額ですが、土地購入費及び物件移転の増額に伴い施設工事費が減額になったものですが、これは移転補償費の精査によるものでございます。事業全体が増額になっている理由ですが、公園事業の補助率の違いによるもので、工事請負費は 2 分の 1、用地補償費は 3 分の 1 になっているからでございます。したがって、国費に変更はございませんが、市の負担分が増額になっているものでございます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

5 目下水道事業特別会計繰出金で 1 億 85 万 9,000 円の増額補正です。詳しくは下水道事業特別会計で説明をいたします。

5 項 2 目住宅環境整備費で 1 億 1 万 6,000 円の増額補正です。説明欄記載のとおり、宅地かさ上げ等補助事業の制度化に伴う増額補正でございます。本件につきましては、5 月 15 日開催の東日本大震災調査特別委員会で御説明を申し上げ、翌 16 日には議会から制度に関します御提案をちょうだいしました。この御提案を受けまして、庁内でさらに検討を行い、制度を若干修正をさせていただいて今回の補正予算の上程に相なったものでございます。

改めまして補正予算計上の根拠であります制度の概要につきまして御説明申し上げますので、恐れ入りますが、資料 2、97 ページをお開きいただきたいと思います。

1、概要ですが、東日本大震災による地盤沈下した地域のうち、特に雨水浸水のおそれがある地域において自宅再建をする被災者を対象に、市独自の支援策として宅地かさ上げ等の防災対策工事費用の一部を補助する制度でございます。

2、対象者ですが、(1) 東日本大震災により、居住していた住家が半壊、大規模半壊または全壊の被害を受けた方、(2) 対象地域内で、住家再建のため宅地かさ上げ等の防災対策工事を行う方といたしました。

3、対象地域ですが、地盤沈下により宅地の標高が大潮満潮位未満となった地域でございます。

議会からは、対象区域が津波浸水区域で、対象者が被災者という御提案をちょうだいいたしました。本市の復興計画が多重防御と現地再建と位置づけておりますこと、復興交付金が不採択となったことなどを考慮いたしまして、地盤沈下が著しい区域の雨水浸水対策を目的に、一定基準といたしまして標高が大潮満潮位未満を採用したものでございます。対象区域につきましては、既に発注しております復興基図作成業務委託において詳細測量を行い、できるだけ早く特定してまいります。なお、対象者は、議会からの御提案を受け、東日本大震災の被災者といたしました。

4、対象工事ですが、50センチ以上の宅地盛り土、または50センチ以上の住家基礎かさ上げとしております。

5、補助金は、対象工事費の2分の1で、上限が100万円でございます。

6、申請受け付けは、7月2日からといたしておりますが、これも議会からの御提案を受けまして、震災日まで遡及適用することといたしました。補助期間は、震災復興計画再生期の平成29年までとしております。

7、予算・財源ですが、申請件数を100件と見込みまして、19節負担金補助及び交付金に1億円を計上し、財源は震災復興基金を充てることにいたしております。

以上のような制度といたしましたので、御理解をいただきますようお願いをいたします。資料1の111ページにお戻りください。

● 9款 消防費

○角田交通防災課長

次に、9款1項2目消防施設費で700万円の増額補正でございます。これは説明欄1の消防水利維持管理事業で、15節工事請負費は八幡地内既設防火水槽撤去工事で、津波で被災したマンションを撤去することに伴い、同敷地内の防火水槽を地権者から早急に撤去を求められたための工事費用でございます。

次に、3目災害対策費で399万円の増額補正でございます。これは説明欄1の東日本大震災記録誌作成事業で、後世に伝えるための記録として残すとともに、市民が改めて震災の教訓を再認識できるものとして冊子を作成するための業務委託料でございます。

● 10款 教育費

○麻生川学校教育課長

次に、10款3項1目学校管理費で111万円を増額補正するものでございます。これは説明欄1の特別支援教育支援事業でございます。高崎中学校の難聴学級新設に伴い、教室確保のために既存の少人数指導教室をパーティションで分けて難聴学級を開設できるよう改修するための工事委託料でございます。

○加藤文化財課長

次に、4項4目文化財保護費で33万2,000円を増額補正でございます。これは、震災で

被災した古文書の解読やデータ作成及び歴史的建造物調査等を行うもので、宮城県主体で組織する実行委員会と一体となって行う事業でございます。本事業の全体事業費は481万7,000円となるものでございますが、このうちデータ作成や建造物調査等に係る委託料など448万5,000円分は当該実行委員会が直接業務委託するものでございまして、本市分といたしましては、説明欄1の被災文化財保全等事業にあります古文書解読に係る報酬費や消耗品費等33万2,000円分を計上するものでございます。

○武者生涯学習課長

6目図書館費で49万8,000円の増額補正です。説明欄1、図書館施設維持管理事業ですが、図書館にありますエレベーターの保守点検において、ロープの劣化、バッテリーや安定器の交換等の不適格箇所が判明したもので、安全を確保するためにこれらを修繕する修繕料を補正するものです。

次に、ページをお開きください。

5項1目保健体育総務費で623万円の増額補正です。説明欄1、多賀城市社会体育施設等管理運営事業ですが、市民プールの災害復旧工事費につきまして、6月4日に災害査定を終え、設計図書がそろった段階で早速入札等の手続を行い、10月の開館をめどに鋭意進めておりますが、これらの進捗に合わせて、災害復旧工事の対象とならなかった温水ヒーターや空調機、自動制御盤等の設備機器関係の修繕をするための修繕料を補正するものです。

○麻生川学校教育課長

次に、2目学校給食管理費で297万6,000円を増額補正するものでございます。説明欄の学校給食放射能測定検査実施事業の13節委託料で297万6,000円を増額補正するものでございますが、これは、小中学校の児童・生徒及びその保護者の不安を解消するため、給食センターが扱う市内学校用の給食1食分について、消費者庁から貸与される放射能検査機器を使用して2学期から事前に検査するもので、その検査に係る業務委託料でございます。この事前検査は、給食センターが受け持つ3コース分の給食3検体を当日午前中に毎日検査するもので、結果についてはホームページで公表してまいります。なお、6月から食材に関しては宮城県が実施している事前のサンプル検査も行っております。

● 11款 災害復旧費

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

11款1項1目一般災害復旧費で95万5,000円を増額するものでございます。説明欄、生活環境課関係1の災害廃棄物処理事業で95万5,000円を増額を行うものですが、これは、震災対応業務に係る業務の増大により非常勤職員の時間外勤務手当に不足を生じたため、非常勤職員報酬の増額を行うものです。

以上で歳出の事項別の説明を終わらせていただきます。

● 歳入説明

● 10款 地方交付税

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

資料の 93 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目地方交付税で 1 億 946 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。説明欄、震災復興特別交付税で 1 億 946 万 2,000 円の増額補正をするものでございます。

ここで、資料 2 の 90 ページ、91 ページをお開きいただきたいと思います。

今ごらんいただいております表につきましては、平成 24 年度の復旧・復興分として区分した事業の本補正予算の成立前後における事業費、それとその財源内訳をまとめたものでございます。表中の網かけをしている事業、この部分が本補正予算に係る部分でございます。そのうち震災復興特別交付税の対象事業につきましては、今ごらんいただいております 90、91 ページの上から申し上げますと、被災自治会・町内会再生事業、それと緊急避難路整備事業（橋梁耐震化）、それと下水道事業特別会計繰出金（復興交付金事業分）ということになります。

まず、被災自治会・町内会再生事業につきましては、今回の補正による増額後の事業費の全額で 911 万 2,000 円。続きまして緊急避難路整備事業（橋梁耐震化）につきましては、復興交付金事業の地方負担分に相当する額ということになりますので 675 万円ということになります。次に、下水道事業特別会計繰出金（復興交付金事業分）につきましては、中央雨水ポンプ場ポンプ移設増設事業の一般会計負担分に相当する額その他などで、表中の補正額の欄の全額 9,360 万円。以上の合計で今回補正額の 1 億 946 万 2,000 円となるものでございます。

次に、資料 1 の 93 ページにお戻りいただきたいと思います。

● 14 款 国庫支出金

○鈴木市長公室震災復興推進局長

14 款 2 項 6 目東日本大震災復興交付金で 5 億 295 万円を追加補正するものであります。これは、国土交通省所管事業として、歳出でも復興建設課長が御説明申し上げましたが、緊急避難路整備事業（橋梁耐震化）と下水道特別会計の事業であります中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業が採択となりましたので、それに係る復興交付金として、橋梁耐震化で 2,325 万円、中央雨水ポンプ場で 4 億 9,770 万円の合計 5 億 295 万円であります。

なお、参考までに議案関係資料ナンバー 2 の 94 ページをお開きください。

94 ページ、95 ページには第 1 回申請並びに第 2 回申請に基づく交付金事業一覧と、96 ページにはそれぞれの位置図を掲載してございますので、後ほど御確認いただければと思います。

○長田健康課長

15 款 1 項 2 目衛生費県負担金で 39 万 3,000 円を増額補正するものです。説明欄 1、予防接種事故対策費負担金で、これは予防接種による健康被害救済のための経費に係る県負担金で、補助率は 4 分の 3 でございます。

次の95ページをお願いします。

2項3目衛生費県補助金で1,968万8,000円を増額補正するものです。説明欄1の被災者健康支援事業費補助金で、これは18歳から39歳までの被災者の特別健診事業を行うための補助金で、補助率は10分の10でございます。

○浦山農政課長

次に、4目1節戸別所得補償制度推進事業費補助金137万6,000円を増額補正するものでございます。これは、歳出の6款1項3目で計上しております戸別所得補償制度推進事業費補助金でございます。

○菊田商工観光課長

次に、7目労働費県補助金で109万円の増額補正でございます。これは緊急雇用創出事業補助金で、歳出で御説明申し上げました、こども福祉課の放課後児童健全育成事業の留守家庭児童学級指導員増に伴うものでございます。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

3項1目総務費委託金1節総務管理費委託金で115万5,000円を増額するものでございます。これは、歳出で御説明申し上げましたとおり、人権啓発活動市町村委託事業の実施に伴う県委託金でございます。

○萱場市長公室長補佐(財政経営担当)

次のページをお願いいたします。

16款1項2目利子及び配当金で26万円の増額補正をするものでございます。説明欄、東日本大震災復興交付金事業基金利子で26万円の増額補正をするものでございますが、復興交付金の第2回申請分による基金積立額の増加に伴い、運用益の増加を見込むものでございます。

次に、18款1項1目財政調整基金繰入金で4,327万8,000円を増額補正をするものでございますが、各歳入歳出予算の補正に伴い増額となるものでございます。これによりまして、財政調整基金の平成24年度末における残高は8億8,052万9,000円となる見込みでございます。

続いて、8目東日本大震災復興基金繰入金で1億943万1,000円を増額補正をするものでございます。これは、説明欄の追加対象事業等に記載している各事業の財源としてそれぞれ記載の額を充当するため増額するものでございます。これによりまして、東日本大震災復興基金の平成24年度末における残高は5億9,089万円となる見込みでございます。

続いて、9目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金で2,325万円の増額補正をするものでございます。これは、復興交付金の第2回申請分に係る事業のうち、説明欄の追加対象事業等に記載している事業の財源として充当するため増額するものでございます。また、後に御審議賜りますが、平成24年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算(第2号)におきましても、中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業の財源として充当するため、東日本大震災復興交付金事業基金から4億7,970万円を繰り入れることとしております。これによ

りまして、東日本大震災復興交付金事業基金の平成24年度末における残高は32億1,970万円となる見込みでございます。

次のページをお願いいたします。

○加藤文化財課長

次に、20款4項3目教育費受託事業収入で33万2,000円の増額補正でございます。これは説明欄1の文化遺産活用活性化事業受託でございます。歳出で御説明申し上げました被災文化財保全等事業に係る受託事業収入で、全額文化庁の費用負担で行われるものでございます。

○片山地域コミュニティ課長

次に、5項3目雑入で1,338万円の増額補正ですが、地域コミュニティ課分1の地域コミュニティ助成事業助成金1,180万円につきましては、歳出で説明しましたとおり、いわゆる宝くじ助成事業の採択を受けたために歳出と同額を補正するものでございます。

○菊田商工観光課長

次に、商工観光課分としまして158万円の増額補正でございます。歳出で説明申し上げました説明欄1の地域産業復旧・復興支援事業助成金26万円と2の仮施設設入居事業者負担金132万円でございます。

○萱場市長公室長補佐（財政経営担当）

次のページをお願いいたします。

21款1項2目土木債で190万円の増額補正をするものでございます。1節都市計画債の説明欄、公園事業債で190万円の増額補正をするものでございますが、歳出で御説明申し上げました中央公園整備事業において、追加で必要となった事業費の財源とするものでございます。なお、起債充当率は90%となります。

次に、本補正予算による補正後の市債の全体について説明させていただきますので、資料の89ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございますが、この表の下の計の欄をごらんください。本市一般会計における市債全体の起債限度額をあらわしております。補正前の起債限度額の総額20億7,270万円に対して、190万円を増額し、補正後の起債限度額の総額を20億7,460万円とするものでございます。なお、今回、起債限度額が変更となる公園整備事業に係る起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前の内容と同じでございます。

また、平成24年度における市債元金償還額と本補正予算による補正後の起債限度額を比較いたしますと、起債限度額が市債元金償還額を3,941万7,000円上回ることとなりますので、平成24年度末の市債残高は増加するという見込みとなります。これは、平成23年度に宮城県から借り入れた災害援護資金貸付金の償還が据置期間中にあり、元金償還が進んでいないことが大きく影響しております。

なお、災害援護資金貸付金を考慮に入れないで比較した場合になりますと、市債元金償還額が起債限度額を5億7,658万3,000円上回ることとなりますので、災害援護資金を除く

市債残高につきましては減少する見込みということになります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

○佐藤委員長

それでは、以上で説明を終わりました。

これより質疑に入りますけれども、本委員会におきましても、これまでの特別委員会に倣い、多くの委員から発言をしていただきたいと思います。発言は簡単明瞭にさせていただくこと、発言の範囲は議題となった案件に限られていること、以上の点について再確認をしていただきながら、質疑は1回3件程度として、初めに質疑の要旨を述べていただいた後に1件ずつ質問をしていただくようお願いをいたします。

なお、当局におきましても、質問事項に対して的確に答弁をしていただくとともに、答弁した内容に誤りがあった場合には原則として本委員会の開会中に訂正をいただくようお願いをいたします。

● 歳入質疑

○佐藤委員長

それでは、初めに歳入の質疑から入りたいと思います。どうぞ。昌浦委員。

○昌浦委員

資料1の100ページなんですけれども、仮施設入居事業者負担金、何人から幾らぐらいの負担金を取るのか、その御説明ないんですよ。ただ単に132万円、そういう御説明だったんですね。ちょっと不親切な説明じゃないのかなと思うんですよ。この事業者負担金というのは仮設に入っている人からの負担金で、1件当たり幾らぐらいになるのか、あるいはまちまちなのか、何ていうのか、仮設の面積、入居する面積によって違うのか、詳細に説明いただきたいんです。

○菊田商工観光課長

この仮設は、先ほど入居者5事業者というふうに御説明申し上げました。

それから、入居負担金とここで御説明申し上げておりますが、これは、仮設店舗ですとこちらのほうから募集とかそういうのをしましたけれども、仮設工場につきましては、事業者のほうから、ぜひ土地とかあるいはこういった土地の借用資金を我々で持ちたいんだと、持ってもいいから中小企業基盤整備機構のほうに多賀城市として建物の申請をしてくれないかということで始まったものでございます。それで、入居者が5事業者おりますけれども、実際は申請は代表者がしております、その代表者が取りまとめて入居の借用費用を出すというふうになってございます。（「平米単価」の声あり）すみません。ちょっとお待ちください。

平米単価として110円。これは、土地の地権者が今現在被災されて、従来……、それで平米単価110円で1,500平米ということで計算しております。あとは、これから、きょう承認いただければ、その残りの期間ということで計算してございます。

○竹谷委員

96 ページの下の生活環境課の人権啓発活動委託金で、今回新たな事業ですよ。命の大切さをはぐくもうと、そのためには生き物を大事にするような運動をしていくんだということのような説明と受けとめました。この事業は何力年事業なのか、さっぱり説明してくれない。単年度事業なのか、3 年度事業なのか、5 年度事業なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

歳出のほうでも申し上げたんですが、これは仙台法務局塩竈支局管内の2市3町が持ち回りで実施しているものですから、5年に一度回ってくる勘定になります。去年は塩竈市ということでしたが、ことしは多賀城市ということで、2市3町が1年ごとに交代で実施していくという形になります。

○竹谷委員

そうしますと、これは2市3町でそれぞれこのぐらいの資金を活用して特色ある事業をしようという意味合いを込めているというぐあいに理解しておいてよろしいですか。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

そのとおりでございます。実施している内容的には、講演会とか、あと各市町村でやはり同じような事業を行っているんですが、事業実施については、実際は県と協議をしながら、こういう事業をやってきたいんだということでお話をした上で、必要費用等を精査した上で委託を受けるという形になっております。

○佐藤委員長

あとはございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

● 歳出質疑

○佐藤委員長

それでは、歳出に入ります。どうぞ。竹谷委員。

○竹谷委員

この補正予算とは直接関係ございませんが、きょうの河北新報の新聞報道がありました。石巻市、東松島市の瓦れき焼却灰の導入の件ですが、あたかも利府町が受け入れを表明したように掲載されておりますが、この根拠についてどのように解釈しているのかお聞きしたいと思います。

○伊藤市民経済部長

ただいまの竹谷委員の御質問について、けさも私新聞のほうを見ましてちょっと驚きを隠せないわけでありましてけれども、この新聞の記事から推察するに、利府町の町長は昨日、ただいまお話しのとおり、石巻、そして東松島両市からも受け入れる意向を町議会の全員協議会で示したというふうなことで掲載してございます。これについては宮城東部衛生処理組合のほうには、この新聞を見ますとこれから協議を得て決定されるものというふうなことでありますけれども、我々事務方のほうには事前の担当課長会議等ではこの辺については、

宮城東部衛生処理組合の構成市町の担当課長の事務レベルの協議ではこのことについては議題としては提出されておりませんが、推察するに、災害廃棄物、これは国のほうでは一般廃棄物というふうなことで、搬入する最終処分場を持っている、利府町に場所がある関係から利府町長はこのような、受け入れる、町としてですね、団体としてこのようなコメントを出したものだということに推察をいたしております。

○竹谷委員

私は東部衛生処理組合の議員もやった経験があるんですが、少なくともこの施設は利府町の施設ではない。東部衛生処理組合自体が仮置きを受けた施設であるということに理解をしているんですが、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

ただいまの件につきましては今竹谷委員おっしゃられたとおりでございます、私もけさ新聞の記事で見て初めて知ったことでございますけれども、これは利府町の町長が何らかの席でそういった意見を表明されたということにとどまるんだろうというふうに思っております。このことについては、宮城東部衛生処理組合の中で正式に議題としても上がっておりませんし、正副管理者会議でも話題になっておらない状況でございます。

ただ、関連して御説明申し上げますけれども、今回の災害瓦れきの県に委託をして焼却をしたあく、灰ですね、飛灰については、宮城東部衛生処理組合の構成市町村の分は受け入れるということで正副管理者会議では了解を得ております。それとあわせて、構成市ではございませんけれども、塩竈市の分も場合によっては、塩竈市がお困りであれば、その分も受け入れることもやぶさかではないということまでは正副管理者会議で合意はしておりますけれども、石巻市あるいは東松島市の件については我々も聞いておりませんので、これは改めてそういったことの真意を探って対応させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○竹谷委員

この新聞記事がどうのこうのでない、少なくとも東部衛生処理組合のいわば責任者は多賀城市長であるはずなんです。であれば、少なくとも管理者である多賀城市長が表明するのはわかりますけれども、副管理者である利府町長が発言をするということは、私は組合議会に対しても冒涇ではないかというふうに思うんです。東部衛生処理組合の組合議会というのがあるわけですから、少なくともその議決を得て、私は瓦れきを受けるのがいい悪いじゃなく、ルールとしてそういうルールがあるんじゃないのかと。そういうルールを無視して、災害だからこうだということは、私は組織上認めるわけにいかないんじゃないか。少なくともそれぞれの機関のルールを通してやるべきであると私は思います。その辺はいかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは今竹谷委員おっしゃったとおりでございます、先ほども申し上げましたように、新聞記事が本当にそうなのかどうか、事実がどうなのか、真意がどうなのか、きょう早速宮城

東部の職員をしてそれは調査に当たらせていますので、その結果によって宮城東部衛生処理組合の中でそれをどうするのか、それは改めてまた議論すべきものというふうに思っております。

○竹谷委員

私は、議会を開く時間がなくて、この構成 1 市 3 町の管理者、副管理者なり事務方が会合を開いて、石巻市、東松島市の灰の受け入れもやぶさかではないんじゃないかというもしお話し合いがあるとすれば、今議会が開催中でございますので、少なくとも管理者である菊地市長から行政報告の追加としてでも発言あってしかるべき問題ではないかと私は思っているんです。

これが議会でも開催されていないのであれば、私は後日説明しますからということになるのかもしれませんが、議会開催中にこのような報道がなされる、このような発言をされる。それも所管の、この記事でいくと全員協議会でやられたと。そうなれば、利府町の議会としては了としたというふうにもとられます。そうしますと、先ほど言いました東部衛生処理組合の議会としてその判断を危うくするのではないかと。私はそのような懸念をするものですから、この際はっきりと、東部衛生処理組合の議決にいろいろな問題が発生しないようにきちっと整理をしておくことが大事ではないかと思ひますし、緊急管理者会議でも開いてその真意を確かめることが大事ではないかというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木副市長

全くおっしゃるとおりでございます、それを受けるか受けないか、あるいは手続の問題もいろいろございますので、先ほども申しましたように、それが果たして事実なのか、あるいは真意がどうなのか、これは正しくつかむ必要がまず前提でございますので、きょうその辺の調査をさせているところでございまして、その辺のところできちっと方向の可能性がもしあるとしたら、今おっしゃられたようにきちっと手続を踏んで検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○竹谷委員

誤解をされないように申し伝えておきますが、私は他市町村の被災者の瓦れきを処理することについては反対ではございません。反対ではございません。万やむを得ない場合であればやむを得ないと思ひますが、少なくとも議会というものがあるんですから、それぞれの組織の議決をきちっとしてから公表すべき事項であろうと私は認識しているものですから、少なくとも私先ほど申し上げましたように、これから調査するようですが、早急に事実関係を明らかにして、この発言の真意がそうであるとすれば、発言された首長に対して私は訂正をするように申し入れをすることが当然の管理者としての義務ではないかというふうに思っておりますが、その辺はいかがでしょうか。

○鈴木副市長

これは、多賀城市長が管理者であることはそのとおりでございますけれども、やはりこれは

1 市 3 町の複数の市町村で構成しているところでございますので、それは各構成する首長たちで一度正副管理者会議でよく詰めていただいて、その結果としてどうするか、その結論を導き出したいというふうに思っております。

○竹谷委員

ひとつ結論が出ましたら我々議会のほうにもきちっと正式に御報告をいただくことをお願いをしておきたいと思えます。以上で終わります。（「休憩」の声あり）

○佐藤委員長

休憩にします。11 時 10 分まで休憩といたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 09 分 開議

○佐藤委員長

それでは、おそろいのご様子ですので再開をいたします。

藤原委員。

○藤原委員

先ほどの竹谷委員が指摘した件なのですが、私も全く同感です。それで、宮城東部衛生処理組合の構成団体の中で、松島町も津波被災、塩竈市、七ヶ浜町も被災、多賀城市も被災という中で、瓦れき処理もまだ終わっていない状態で何でよそから受け入れるという話になるのか、全く疑問です。この辺については竹谷委員の質問に対して既に副市長が回答されていますので、大変な批判の声が上がっていますよということで利府の町長とよく話し合いをしていただきたいと思えます。

それで、私は先ほどの副市長答弁の中でちょっと気になったんですけども、瓦れきの、2 市 3 町分ですか 1 市 3 町分ですか、いわゆる瓦れきの焼却灰について地元で受け入れてほしいというような話があって、それは受け入れたというような答弁が先ほどあったような気がするんですが、間違いありませんか。

○鈴木副市長

ちょっと確認をしながらお答えしたいと思いますけれども、1 市 3 町の方は、これは構成市町村ですから、いずれそれは受け入れるということで了解をしております。塩竈市の分は、宮城東部衛生処理組合の構成市ではございませんけれども、お隣同士ということがあって、塩竈市のほうの最終処分場のほうの容量が足りない、そういったことの事情が出てくれば、それを受けることもやぶさかではないということで正副管理者会議では決めているところでございます。

○藤原委員

その瓦れきの処理の問題について、一般廃棄物処理施設でいわゆる津波なんかの瓦れき処理をやったのでは、もう一気に一般廃棄物処理の施設が満杯になってしまうわけですね。だから、そういうことを避けるために恐らく瓦れき処理については別な処理をしているもの

だというふうな理解だったんですよ。それは、焼却灰についても当然そういうルールの中で処理すべきものではないのかというふうに思うんですけども、何でそういう話が出てくるのかということ自体が私よくわからないんですが、その辺についてはどういうことなのか。そのルールという点から見てどうなのかということなんです。

○鈴木副市長

これは、災害瓦れき、特に今後可燃物の瓦れきということになると思いますけれども、これは御承知のとおり、多賀城市の分は宮城県に委託をして焼却をしてもらうということになっております。焼却をした後に、あくですね、主灰と飛灰と2つ出てまいります。主灰までは県のほうでそれは引き受けたので、自分のところで何とかその処理を考えます。そのうちの飛灰、細かなあくについては、できれば宮城県内で処理をしたいという県の方針もございまして、県内の最終処分場で受け入れてくれるところはないのかということで宮城東部衛生処理組合のほうにも照会があったということございまして、宮城東部衛生処理組合の中でも、自分たちのところで発生したものを燃やして出たものは自分のところで引き受けないというわけにはいかないだろうということで、そのことについては受けることもやむを得ないだろうという結論に達しております。

○藤原委員

人情としてはそれはあり得るかなという気はするんですけども、そもそも被害とかあった場合の瓦れきの処理の仕方というのは別なやり方をするものではないのかと。その点についてはどうなんですか。私の解釈では、要するにいわゆる災害等の瓦れきの処理を一般廃棄物処理施設で受け入れるというようなことをやっちゃったら、もう一般廃棄物のほうで受け入れ不可能な状態にすぐになってしまうというようなことがあるので、いわゆる災害救助法の枠の中で、あるいは激甚災害の枠の中で津波の瓦れき処理というのはやられるものではないのかというふうに理解していたんですが。だから私は、宮城県の対応がおくれたことによって市町村にそういうようなことをですね、ルールから逸脱してそういう話が来ているのではないのかという懸念をするんですけども、そういうことではないんですか、これは。本来あり得る処理というふうに理解してよろしいんですか。

それから、宮城県全域に、気仙沼市から山元町まで含めてですよ、宮城県全域に、被災地全域にそういうふうな要請を宮城県がしているというふうに理解してよろしいんですか。

○伊藤市民経済部長

廃棄物の処理について平常時の一般廃棄物の処理と違うのではないのかというふうな趣旨の御質問かと存じますけれども、災害廃棄物は一義的には国のほうでは一般廃棄物の扱いとするというのがまず前提にありまして、被災した廃棄物については、一般廃棄物は、市町村から排出されたものについては、災害であっても平常時であってもその市町村が処理をするというふうな、これが基本原則だというようなことでございます。本市は一部事務組合で処理をしている状況でありますけれども。

それで、先般、宮城県のほうで災害廃棄物処理の協議会がございまして、知事は、まずは被

災市町では、その焼却灰の処理について県内処理をまず基本原則として、それで賄い切れない、補い切れない部分は広域処理で県外のほうでも処理をお願いするという姿勢をとっておりまして、県内においても、沿岸被災 15 市町がまずもってその灰についての処理についてでき得るだけ最大の努力をして、それでも補い切れない部分については県内内陸部の各団体のほうにもお願いするというふうな方針が示されました。さらに、それでも補い切れない場合は、広域で、県外搬出ということをお願いしようということでも表明しております。そういったことを踏まえまして、まずはこの宮城東部地区、これ 2 市 3 町、我々の本市も同様でありますけれども、この東部地区は、利府町と松島町を除く 2 市 1 町、多賀城市、塩竈市、そして七ヶ浜町の 2 市 1 町で東部地区の処理事務を自治法の規定に基づきまして宮城県のほうに処理委託をしたというようなことで、まだ稼働はいたしておりませんが、そちらのほうで焼却処理をして、そこから、施設から出た灰については宮城県がそれぞれまずは地元のところをお願いをするというような、そういうことからその処理方針を宮城県で定めているという状況でございます。以上でございます。

○藤原委員

ちょっと私が勘違いしていたということですかね。法的には一般廃棄物になるんだということですか。ただ、実際には一般廃棄物扱いはしてないでしょう、実際には、現実的には。いわゆる津波で生じた瓦れきをです、宮城東部衛生処理組合で中間処理をしたやつをどんだんだんだんだ最終処分場に持っていくというようなことは実際はしてないでしょう。それは多分どこでもやってないと思うんですよ、塩竈市でも多賀城市でもどこでもね。そんなことやったら、津波被災以外の市民のごみ処理ができなくなっちゃうんですから。だから現実的には、家庭から出た一般廃棄物と被災の廃棄物、瓦れきの処理は、現実的には分離しているでしょう、実際のところは。法的には一般廃棄物になるのかもしれないけれども。それが私は常識というか、それが普通なんじゃないかと思うんですよ。現実にはどうなっているんですか。だからですよ、だから北九州市で受け入れるとかなんとかという話になっているわけでしょう。そういうもんじゃないかというふうに思っていたんですけども、もうちょっとルールの問題と現実の処理の関係をもう一度説明してほしいんですけども。

○伊藤市民経済部長

先ほど申し上げた事項については、一般論としてそのような状況で対応しているというようなことでございます。

それで、災害対応の処分については、今委員お話しのとおり、当然被災した市町村であってもみずからその処理をしなければならないというようなことから、私のほうでは、一般の家庭ごみ、集積所に排出された部分の処理に支障のないように、別区分で中間処理をしたり、その一部を山形県の米沢市のほうに御支援をお願いしたりというようなことで処理をしているというような状況でございますが、ただいま問題になっておりますのは、焼却灰のうち飛灰の最終処分場への搬入という観点からしますと、これは当然焼却施設は宮城県のほうにこの 2 市 1 町が委託しているものですから、受託を受けた宮城県の責務としてそれを「宮

城東部さん、ひとつよろしく申し上げます」ということを受けて、先ほど副市長が御答弁申し上げました構成市町の正副管理者会議で、じゃそれに協力しましょうというようなことで協議が調っていると、そういうような状況でございます。

○藤原委員

主灰の発生量がどのぐらい見込まれていて、飛灰がどの程度見込まれているかという数字ははじき出されていますか。

○伊藤市民経済部長

これは宮城県から示されている推定量でございますが、宮城東部ブロックのいわゆる今申し上げました2市1町分については、飛灰は1,500トンでございます。それから、塩竈市分といたしまして同じく1,300トンということで推定されております。この地区から排出される部分として計2,800トンということで宮城県から示されております。なお、主灰につきましては、これは2市1町で1万7,160トンということで推定を宮城県が発表いたしております。以上です。

○戸津川委員

それでは、まず114ページとそれから106ページにかかわって、保育所や学校の食材が放射能検査をされることになったその補正予算についてお伺いします。どちらの説明でも、私もお母さん方や市民の不安を解消するためという言葉がついたことに大変ほっとしております。やはり不安を抱えている人たちのためにこたえるために、ちょっと遅きに失したということはあるんですが、こういうことを始めていただいたということの評価するんですけども、ちょっと何点か気になることがございますので確認をさせてください。

まず保育所のほうなんです、すべての保育所の食材を8月からということでもいいんでしょうか。対象となる保育所、公立で5カ所、私立で5カ所ほどございますけれども、すべての保育所に対する施策なのかどうかということが1つございます。

それから、消費者庁から来た機材を使ってやるということなんです、それは1台しか来ないと認識していたんですが、それは保育所用と学校用と2つ来るのか、その辺もちょっと定かでなかったのも、その機器の台数と、その機器は一体、最低値というんですかね、一番下のライン、余り大ざっぱな検査しかできないものでは不安の解消に私は余り役立たないと思うんです。一番最少で何ベクレルまではかれるのかということも大変お母さん方も私も気になっているところですので、その3点お答え願います。

○但木こども福祉課長

保育所の放射能検査の御質問でございますが、今回この予算で計上しておりますのは公立保育所4カ所分でございます。

それから、機器の台数ですが、消費者庁から貸与されますものは1台ということでございますが、民間の専門検査機関に委託をするということで、そちらにも機器がございますので、そちらのほうも使用する形にはなると思います。

それから、何ベクレルまで測定が可能かということでございますが、今のところ県で今実施

しておりますサンプル測定での測定の基準値を、今 50 ベクレルを基準にしているんですが、機器としては 1 キログラム当たり 25 ベクレルまでというような基準を設けておりますので、それに倣った形で 25 ベクレル以下というふうなことで考えているところでございます。

○戸津川委員

そうしますと、消費者庁から来ているのが 1 台で、民間に借りるのが 1 台というふうなことでよろしいでしょうか。借りるんじゃなくて、民間にお願いするのが 1 台。不思議なのは、公立保育所は 4 カ所でなく 5 カ所ありますよね。それなのになぜ 4 カ所なのかという、ちょっと素朴な疑問があるんですけども。

○但木こども福祉課長

桜木保育所は除いておりますので、4 カ所というふうなことでございます。

○戸津川委員

まだ私もちょっと全容がよくつかめなくて、県がやっているサンプル調査というのとこれからやろうとする食材すべてというふうにおっしゃったんですが、保育所はすべての食材、小中学校は 3 コース分を必ずすべてやるんだということで、その安心はあるんですが、県のサンプル調査との兼ね合いがちょっとよくわからないというのがあります。

それから、やはり 25 ベクレル以下ははかれないということは、消費者庁の機器がそうだとことでありますと、一般質問でもあるのであれなんです、私はちょっとそれでは、例えば国の基準でお水なんかは 10 ベクレルというふうに決まっていますよね。そういうふうになると、25 ベクレル以下ははかれないとなると、私はこの前の市長の行政報告でも気になったんですけども、鶴ヶ谷保育所とどこだかもはかったんだと、そうしたら検出はされませんでしたと、こういう言い方なんです。私は、検出はされなかったのではなくて、されないはずはない、ゼロだったのかしらということと、検出はされなかったという言い方の中にちょっとギャップがあると思うんですね。そういう意味で、私はやはりもっと細部にわたるベクレルでもっと少ないベクレルまではかれるような機器が必要なのではないかと、これは意見として申し添えておきたいと思っております。

そして、別な質問に移ってよろしいでしょうか。

○佐藤委員長

はい。

○戸津川委員

ごめんなさい、もう一つ大事なことを忘れていました。公立保育所はわかりますが、私立保育所をしないということも私は、多賀城市の子供たちを預かってもらっているということと、同じ多賀城市民の子供でありながら、そこではかかってもらえない保育所があるということは、これはいかがなものかというふうに思います。これは答弁を願います。

それから、続けていいでしょうか。

○佐藤委員長

1 回今答弁させます。

○但木こども福祉課長

県の今のサンプル測定との兼ね合いでございますけれども、県での今の検査につきましては、食材単体のものを 2 検体というふうなことで実施をしております。つまり、キュウリであればキュウリ、大根であれば大根というふうな検査の方法なんですが、今回我々が実施しようとしておりますのは、次の日に、翌日に使う給食の食材をすべてまぜ合わせまして、口に入るものすべてを検査をするというふうなことでございます。

それから、私立保育所の分の測定をしないのかということなんですが、実際今回の県のサンプル測定を実施するに当たりまして、民間保育所のほうにも希望を伺っております。実際、今県の検査を受けておりますのがあかね保育所と浮島保育所と大代保育園の 3 保育園のみでございます、それぞれお考えがおありのようですので、すべての私立保育園が実施をしているということでも今のところはございません。8 月以降も県のほうではスケジュールを立てまして検査を実施する予定になっておりますので、そちらのほうの利用も可能だというふうな状況でございます。

○戸津川委員

それでは、一般質問でもありますので、あと別な質問に移らせていただきます。

1 点は、学校教育課のほうで高崎中学校に……。

○佐藤委員長

何ページですか。

○戸津川委員

ごめんなさい。学校教育課は何ページでしょうか、しばしお待ちください。111 ページです、ごめんなさい。高崎中学校に難聴学級が新設されるということで、これは私も大変うれしいですが、これを補正でやるということは、もしかして高崎中には難聴学級がもうできているということなのか。来年に向けてということではないですよ。その辺がちょっと気になったのですが。

○麻生川学校教育課長

それでは、御説明いたします。

本来ならば補正ではなく当初の予算で組むべきものでございますけれども、実は、このお子さんなんですけれども、小学校のときには小学校のほうと……、担任の先生と普通学級に在籍しておりまして、マイクをつけるような形で先生が授業をしておりました。そのまま普通学級で在籍をしたいという御希望が当初はございました。それで、中学校のほうにそのような形での連絡という形で小学校からしていたわけなんです、何分にも小学校と中学校の指導の形態が大分異なっておりまして、中学校に入った時点でお母様のほうからちょっとやはり不安があるというようなお話で御相談を受けまして、その関係で開設がおくれてしまったということで補正にかけたものでございます。

○戸津川委員

ありがとうございます。わかりました。よろしくお願いします。

それではもう 1 点ですが、これは何ページでしょうか、留守家庭児童学級の指導員が 2 人ふえたということで、何ページかな、ちょっとお待ちください、ごめんなさい。(「106」の声あり) 106 ページです。ごめんなさい。106 ページのところなんですけど、この前というか、2 年くらい前ですかね、多賀城小学校のすぎのこ学級は分級をさせていただいたばかりなんですけれども、それでもまたたくさんのお子さんが利用なさっているということで、これ確認です、ごめんなさい。すぎのこ学級ともみじ学級に指導員を増員したということでよかったですでしょうか。

○但木こども福祉課長

すぎのこ学級に 1 名、城南小学校のもみじ学級に 1 名ということでございます。

なお、入級児童の対応につきまして、もみじ学級につきましては、現在分級をしておりますけれども、1 年生、2 年生の入級児童数がことしの 4 月 1 日現在で 84 名おりますので、そういった入級児童数の増加に対応するというところでございます。

なお、すぎのこ学級につきましては、新たに 1 年生で気になる子が入級されたというふうなことで、それらの対応に万全を期すため 1 名を増加するというものでございます。

○戸津川委員

大変素早い措置で大変喜んでいるんですが、私もちょっと気になるのは、東小学校のうぐいす学級の在籍数が膨らんできているということが、これも今までに、去年までは余りなかった傾向で、うぐいす学級のやはり、40 人に対して 65 人という数が出ていますけれども、何か措置を考えていかななくてはいけないのではないかと懸念をしているんですけども、そのあたりの計画はあるんでしょうか。

○但木こども福祉課長

留守家庭児童学級の 1 つのガイドラインでは定員は 40 名ですが、おおむね 70 名ぐらいまでというような状況の中で、今 65 名ですので、我々もその辺の対応をしなければならぬという認識はしてございます。

○戸津川委員

この東小にはやはり大代地区などから被災をされたお子さんもたくさん通っていると思います。そういう意味でもやはり私は、学校も大事な場所ですけれども、この学級も、留守家庭児童学級のほうもやはり子供にとっては本当に安心できる場所でなくてはならないと思うんですね。そういう意味でやはりぜひ早急な対処をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

我々もそういう認識でおりますので、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○深谷委員

資料 2 の議案第 64 号関係資料のところ、ちょっと今回の補正のほうに直接……、先ほ

どの網かけの部分のところじゃないんですけれども、前回の予算委員会のときに竹谷委員が質問しておりまして、その答弁で4月1日から事業を実施したいという答弁があったんですが、現在のところちょっとどういうふうに進んでいるのか確認がとれないので改めて確かめたいんですが、90ページの被災者健康支援プロジェクト事業なんですけれども、こちらが4月1日からということで竹谷委員に前回の予算委員会のときには答弁をしておりましたが、現在の進捗についてお伺いしたいと思います。

○長田健康課長

こちらの被災者の健康確認事業のほうにつきましてですが、3月にプロポーザルを実施したところ、残念ながら業者の決定というふうな形にはなりませんでした。その際は公募型のプロポーザルということで実施させていただきました。その後、指名型のプロポーザルに変更いたしまして、4月の下旬に業者が決定しております。それで、被災者の自宅への家庭訪問等につきましては、来週の19日以降に訪問できるような態勢がほぼ整ってまいりましたので、19日以降訪問を開始したいというふうな形で考えています。なお、訪問につきましては、津波の被災地域であります八幡、桜木、大代のほうから開始をしたいと考えております。あと、その後に市内の全域のほうに拡大してまいりたいというふうな形で考えております。

○深谷委員

公募型のプロポーザルではいわば不調だったということでよろしいのかなというふうに思うんですけれども、その不調だった理由をどのように分析されておりますか。僕、要は公募で企業が申し込みをしてくる段階で、実施要綱のほうもホームページのほうを確認させていただきました。その確認して、この内容で募集をかけて、そこに合致しない企業が応募をしてくるわけではないんじゃないかなというまず率直な感想を持ちながら、何かその後不調に終わったというところについて検討していたような内容があれば御回答ください。

○長田健康課長

こちらのほうにつきましては、公募型で3月に実施した際は2者から応募がございました。その際、選定委員会のほうで審査等を行ったわけなんです。こちらは有資格となる方がいなかった。それで、これから事業受託決定後に募集をかけたいというふうなお話がありまして、選定委員会のほうではやはりちょっと実施体制に不安があるということで、残念ながらこちらのほう、委託契約の締結までにはならなかったというようなことが実情でございます。

○深谷委員

これはどういう判断が正しいのかちょっと微妙なところなんですけれども、みなし仮設住宅の方々に関しては例えば何も支援がないであるとか、そういったことが言われていた現実がある中で、4月1日からの実施を見込んで公募型のプロポーザルということで、今課長がおっしゃったような内容で有資格者がいなかったというところでの不調ということであれば、この実施要綱の中に有資格者を有するものというふうに例えば記載をしておくこ

とで公募の段階で企業側の体制も変わってきたのかなと。そういったことを実施することによって4月1日からの実現に結びつけられた部分というのは、今回の反省点ではないかなというふうに思うんですけども、その辺については企業の努力不足だというふうな認識なのか、公募をする段階での概要の作成段階でそのような検討はどのようになさっていたのかお伺いいたします。

○長田健康課長

確かに深谷委員おっしゃるように、受託要件の、募集要綱等のほうのですね、そちらのほうがちよっと抜けていたのかなというふうな部分で、こちら、今回の部分につきましては反省とさせていただきたいと考えております。

○深谷委員

このプロポーザルについては、総合評価とこれから入札する関係、さまざまなことでそういったところが出てくると思いますので、要は今回の件でいってもそうですし、被災者の方々に健康調査であったり確認訪問指導ということをいち早く実現するためであればそういったところも必要かなというふうに思いますので、その辺は、今回のこの被災者健康支援プロジェクト事業にかかわらず、それ以外の入札に関してもそのような要綱の作成に心がけていただきたいなというふうに思います。

1点確認なんですけれども、この公募型のプロポーザルで応募してきた企業が不調で、その後指名でプロポーザルをしたということなんですけれども、公募で応募してきたところが指名のところに入ってきて、再度指名業者としてプロポーザルをしたという経緯はございませんね。

○長田健康課長

指名型の際については公募型で応募された2者は入っておりませんで、5者を指名してプロポーザルを実施させていただきました。

○深谷委員

最後です。ホームページの更新が3月1日から途絶えておりますので、そういった情報をこう世に発信していただける方法をしていただけると、どれもそうなんですけれども、もう1個の保健指導委託業務に係る事業者選定のほうは5月11日付で更新しておりますので、6月19日から実施するということが今ここで発表できる状況であれば、そういったところも含めてホームページも更新して、何もやっていないと言われたいような情報公開をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○森委員

112ページ、東日本大震災記録誌作成委託料の件でございます。早速対応していただいてありがたいなというふうに思うんですが、ちょっと早過ぎるかなとも思うんですね。この内容についてもうちちょっと詳しくお話ししていただきたいんです。お願いします。

○角田交通防災課長

まず、写真、それから文字を組み合わせまして、A4判で約200ページのものを1,000部

作成したいというふうに考えてございます。あわせて、この 399 万円の内訳の中に取材等の人件費も含めてございます。以上です。

○森委員

多分、多賀城市独自のカラーを出す、ないし特色を打ち出していく、記録に残るような。各新聞社等でも出されております。要は写真が中心になって、全国的なつかみでもってもう既に出されている。実際、多賀城市の細部にわたって経過としては、これまだまだ流動的な部分があると思うんですね。どこまでを把握して、どこまで掲載していくのかというふうなこと、さっき非常に失礼な言い方をしたんですが、ちょっと早過ぎるような気がするということです。何でかという、復興の部分までなのか、それこそ復旧の部分までなのか、どこまで把握して掲載していくのかというふうなことが。私質問させていただいたのは、市史の編さんというふうなこと、記録に残るとい話をしました。これも無駄ではないだろう、本当に必要なことなんだ。ただ、1,000 部の、要はこの数の行き先はどういうふうに把握しているのか。それによってまた内容も変わってくるんだらうというふうに思います。その部分でどういうとらえ方をして、まずはこのような形での進め方をしているのかをお伺いしたいと思います。

○角田交通防災課長

委員お調べのとおり、仙台市はいち早く作成しているわけですがけれども、今現在見るとどちらかという、つくる予定はあるけれども未定とか全然つくる予定がないというところは多いんですけども、多賀城市としては、震災の 3 年目に当たるわけですから、何とか 24 年度中にですね、ちょうどいいリミットじゃないかということで 25 年の 3 月までにはつくりたいということでございます。

それから、取材等どこまで云々ということはあるんですけども、専門の取材のプロなどと協議をして、もちろん住民の人たちがどういふうに動いたかとか、それをもとに今後にどういふうなものを生かしたらいいかとか、その辺まで掘り下げて、業者が決まった際にはその辺も協議しながら決めていきたいということで、ちょっと今具体的にどういふうことまではまだお示しできないんですけども、そういうことでございます。

○森委員

市史にかわるものと考えないほうがいいというふうにとらえたほうがよろしいんですね。その市史に関する考え方というのはまた多分違うところの所管になってくるとは思うんですが、とりあえず交通防災課、減災に向けてまず大切なことをここで改めてまとめておくというふうなとらえ方でよろしいんでしょうか。

○角田交通防災課長

そのとおりでございます。

○森委員

では、多分時間がかかってもこの件につきましては市史として、やはり末代までというか永々としてこの記録は残しておくべきだと思いますので、改めてこれについては考えてい

っていただければなというふうに考えます。よろしくどうぞお願いします。以上でございます。

○昌浦委員

きょうの河北新報の記事を見て、過去に東部衛生処理組合の議員をした者として本当に不快の念を抱いているということだけまず冒頭申し上げます。

それで質問ですが、私の質問、先に森委員が質問されたと同じなんで重複しないように質問したいと思うんですが、まず一つは、委託先というのは出版会社のようなところを想定して、先ほど交通防災課長が御答弁の中で業者の方とおっしゃったのは、そういう意味の委託先なのかどうかということを確認したいなと思うのと、それから、被災者の証言というものはどこまでこれに入れるのか、あるいは証言集なるものはまた別個にお考えなのかどうかお聞きいたします。

○角田交通防災課長

まず、特別な印刷物になろうかと思imasuので、やはり校正とかそういうのにだけた業者ということで、それなりの組織の大きい印刷屋でないとできない業務かなというふうな感じを持ってございます。

それから、被災者云々ということでもございましたけれども、もちろんいろんなかわりで被災の経験あろうかと思imasuので、いろんな方面、角度からその辺を探って一つのものにまとめたいというふうに考えてございます。

○昌浦委員

今回のこの作成した記録誌に被災者の証言も載せるということですね。確認したいんですが。

○角田交通防災課長

そのように考えてございます。その他特徴的なことは、避難所での経験とか、それから緊急のこととか、それからボランティア活動で入ってきた方とか、いろんな方面のことを載せたいというふうに考えてございます。

○昌浦委員

A4判で200ページという限られたボリュームですよね。そこに必要な事項がどれだけ盛り込まれるのかというのはちょっと私も、でき上がればわかるんでしょうけれども、なかなかをもってね、仮の話ですけれども、例えば30年とか40年後、やっぱり経験した我々の世代、それは小さいお子さんも経験しているんでしょうけれども、やっぱり風化するんですよ。そういうときに、新たに防災というものを考える観点の中で、被災された方たちの証言集なるものがあるかないのでは全然私意味が違ってしまう感じですよ。ですから、この112ページを離れまして、新たにですよ、この記録誌以外に証言集なるものをおつくりになるというようなことを、どのセクションでも結構ですからお考えなっているのかどうか確認したいんです。

○内海総務部長

まだ具体的にそのような形というふうなことではないんですけれども、とりあえずは、先ほど交通防災課長が申しあげましたように、いわゆる記録としての部分をしっかり後世に残すというふうなことについては考えてございます。

それから、多賀城市に限らず、今回の震災そのものが非常に広範囲で、しかも規模も大きかったということもございまして、いろんな出版の機関であったりマスコミであったり、そういったところからもさまざまな形でいろいろな記録、後々に残しておきたいものというふうなものが出てあります。そういったものを収集して保存して後世に伝えるということも一つの伝承の方法なんじゃないかというふうに思っておりますので、必ずしも多賀城市民の証言ということだけじゃなくて、そういったところまで含めて、今後何らかの形で後世に伝えられるものはしっかり残していきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

今回の補正予算は総じて今回の東日本災害の関係予算というふうに考えておりますので、項目はちょっとずれるんですが、予算委員会で提案しておきました点がどうなっているのか確認をしたいんですが、よろしいでしょうか。

○佐藤委員長

よろしいと思います。どうぞ。

○竹谷委員

ありがとうございます。委員長の裁量に感謝を申し上げます。

これはなぜかという、仮設住宅の児童・生徒の通学状況の問題について質問しております。そのときは、そういう状況であれば検討してみようという答弁になっております。私、予算特別委員会の議案書を見ていましたらそういうようなことになっておりましたので、どういふぐあいな結果になったのか御報告を願いたいと思います。

○麻生川学校教育課長

前の議会のときのそのようなお話があって、学校教育課のほうでいろいろ調査をさせていただきまして、初めにはスクールバスなどを出すことができないかという検討をさせていただいたんですけれども、こちらにつきましては、仮設住宅からのスクールバスを出すということにつきましては人件費を支払うということが当たらないということで、バスは出せないということになりました。

それで、バスではない方法はないかということで検討させていただきまして、春から新しく仮設から通う児童・生徒の数が少し変わりましたものですから、まず春の段階での仮設から、自宅外から通っている児童・生徒の数を調べさせていただきまして、その中で、適正な通学距離というのがございますけれども、小学校 4 キロ、中学校 6 キロというふうになっているんですけれども、それ以上の通学を余儀なくされている子供たちというところで児童・生徒の数を確認させていただきました。そちらの子供たちの通学で、保護者の方が送り迎えをしていたり、それから中には JR を使って通っている子供も 1 名いたんですけれども、そのようなところでの通学費の支援という形でできないかどうかということは今検討してお

ります。以上です。

○竹谷委員

課長が就任したばかりでなかなか事情も、大変だと思いますが、少なくともこれは保健福祉との関係もあるわけですよ。ですから私は、人件費の関係でできないというような結論はおかしい。人件費はそれなりに生み出してでもそういう対応をする。そのことで私は質問しているんですよ。そのぐらいの気持ちを持ってやらなきゃ、学校教育ですよ、義務教育ですよ、そこで事故が発生した場合どうなるのか。児童・生徒の安全というものを考えたらどうなのかということを考えれば、人件費が出ないから云々の協議はおかしいと私は思います。少なくとも100円バス、西部100円バスも出している現状でいけば、災害児童・生徒の安心安全を考えれば、人件費の問題でその政策をやれないというような方針をつくり上げるというのは私はおかしいと思うんです。いいですか、これね、教育委員会と行政とのパイプが切れているからですよ。児童・生徒は教育委員会だから教育委員会に任せておけばいいという趣旨のものじゃない。これは起こるべくして起きたわけじゃないです。こういう時代になぜそういうような壁になるんでしょうか。人件費の問題だとは壁ですよ、これ。財政で金を出してやればいいんですよ。なぜそういう協議ができないんですか。財政担当並びに教育委員会の責任者、どのように思っているんですか。しっかりと多賀城市の児童・生徒を守るためにどうするのか、きちっと説明をしてください。

○大森教育委員会事務局副教育長

ただいまの学校教育課長のほうから御説明申し上げましたそのスクールバスの関係については、なかなか費用的な面があって難しいということで御説明申し上げました。先日の議会で御質問いただいた際には、児童・生徒数等の区域外あるいは距離等の関係も正式にちょっと把握していなかった部分もございまして、その辺を踏まえて、現在の仮設住宅から一定の距離の児童・生徒の送迎に対してサポートする形ということで検討している内容が、ただいまの学校教育課長のほうから御説明申し上げました、通学に際して父兄が送り迎えしている場合、あるいはJR等交通機関で負担のかかっている方について何らかの支援ができないかという形でございますので、まだ検討中ということでございますけれども、そのような内容で現在のところは検討してきたというところでございます。

○菅野市長公室長

ただいま副教育長のほうから答弁があったとおり、まだ具体的に財政当局のほうに、先ほどの人件費がかかるかどうかというふうな手法がいいのかという具体的にまだ話し合いがされておられません。これについては、今、教育委員会内部のほうで児童の安全性をどう守るのかということでどんな手法があるのかというふうなことでの検討中でございますので、その辺の検討内容を受けてしっかりと我々のほうもサポートしていきたいと考えております。

○竹谷委員

議会終わってから何カ月なんですか。そんなに多賀城市はセクションが多いんですか。直結してやるんじゃないですか、こういうものは。仮設住宅の業務委託は緊急を要するというこ

とでいろいろ議論を呼びました。少なくとも 1 年たったときにこの質問をしているわけでは、にもかかわらず、まだ検討中。教育委員から案が上がってこないから、案が上がってきたときの段階で考える。そういうものじゃないと思うんです。

これ以上お話ししても明快な回答が出てこないと思いますが、副市長、多賀城市の子供を守るんですよ。好きこのんで仮設住宅なりに入っているんじゃないんですよ。子供たちは仮設住家の中で一生懸命自分の進路のために狭い中でも勉強しているんですよ。その通学手段を、ささやかな通学手段を、なぜ行政で支えてくれないんですか。副市長、もっとスピードを上げて早急に結論を出して、この児童・生徒が苦勞しないで通学ができ勉強できるような体制を多賀城市は多賀城市の行政の政策として推進するべきだと思うけれども、いかがですか。

○鈴木副市長

これからの次の時代を担う子供たちを健全に育成する、これは全く我々の義務でもございますので、そういった仮設に入居されている、あるいはみなし仮設も含めてでございますね、通学にどういう実態があるのか、それは教育委員会のほうで実態をよくつかんでいることだと思いますので、いろんな方法、手段を模索しながら早急に調整に入らせていただきたいというふうに思います。

○竹谷委員

早急に子供たちのために実現していただくように望んでおきたいと思います。

○佐藤委員長

それでは、お昼の休憩に入ります。再開は 1 時といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○佐藤委員長

それでは、皆さんおそろいですので、少し時間は早いですけれども再開をいたします。根本委員。

○根本委員

資料 1 の 110 ページです。宅地かさ上げ等補助事業を行うということで、対象地域が地盤沈下により宅地の標高が大潮満潮位未満となった地域ということでございます。恐らく桜木、栄地区かなと思いますが、当局で今想定している地域、今わかる範囲でどうなのか。例えば宮内地区、明月地区、大代、町前、八幡は該当するかどうかお伺いします。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

測量をして明らかに大潮の満潮位未満の地区というのは、桜木、栄というのは確認しております。それ以外の今委員がおっしゃった地区についてはまだ測量をやっておりませんので、今後測量をして特定してまいりたいということでございます。

○根本委員

本市の復興計画は現地再建だと、こういうふうになっていますね。津波が上った地域が 3 分の 1 に及んで大変な状況になったと。解体をして建てかえると、再建をしていただける、こういうことになった場合に、この再建の支援策のほかに津波が上ったところへの市独自の応援する施策というのはこのほかに何かありますでしょうか。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

今のところ独自の支援策というのはございません。

○根本委員

これは一般質問でも申し上げて、きょうは確認だけをしておきたいと思えますけれども、例えば女川町も大変な被害がありました。あそこも定住策として、家を建てかえたりあるいは土地と家を購入した人には 200 万円とか、家だけ直した人には 100 万円とか、あと二重ローンのところには 50 万円とかですね、県と合わせて 100 万円、こういう独自の支援策を出して定住していただく、このようになっていきますね。それも、やはり津波が上がってもう大変な状況になっている。こういう状況の中で再建をしていただく方にはそういう応援をする。仙台市もそういう応援をするということなので、多賀城市でも津波が 3 分の 1 上がって、今私が言った地域はほとんど大変な被害があって、今は再建策はこの大潮満潮位と同じところということですよ。それ以下のところということですよ。そういうことしれないということですよ。今後検討する余地はあるんですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

多分これ以外の独自制度という御質問だと思いますけれども、まさに一般質問をちょうだいしておりますので、ここではちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○米澤委員

ちょっと鼻声なので聞きづらいかと思えます。申しわけありません。

106 ページの健康課の乳幼児とそれから児童・生徒に係る予防接種事業の内容の中で、今回、予防接種事故対策負担金ということであります。24 年度まで今回認定された方が何名いらっしゃるのかということと、それから、これは都道府県で保健福祉事業の中で相談員が配置されていると思うんですが、それに対してはきちんと対応はされているのかどうか、この 2 点お伺いしたいと思います。

○長田健康課長

予防接種事故にかかわる対象者は 1 名でございます。(「もう一つの質問」の声あり)

もう一つのほうといいますと、県の……。もう一度お願いします。

○佐藤委員長

もう 1 回繰り返してください。

○米澤委員

都道府県で保健福祉事業の中で相談員を配置しながら、そういった健康被害を受けた方に指導もしくは相談をしているというふうに、私ちょっとそういった調査をしていたので、それは実際に行っているのかどうかという点なんですけれども、いかがですか。

○長田健康課長

こちらは予防接種の事故で被害に遭われた方に対する補償に関する部分でありまして、そちらの相談という部分については私としては聞いておりません。

○米澤委員

今後、ことし9月あたりから不活化ワクチンとかいろんなそういった形で予防接種事業が始められていくと思うんですけれども、こういった部分では健康被害があってはならないと思いますので、そういった事業についてもうちちょっとあっておかしくはないと思うので、その辺もうちちょっと県との相談事業としてきちんと進めていただきたいという要望を1つさせていただきます。

それからもう1点ですけれども、112ページの交通防災課の消防水利管理事業で今回八幡地内の既設防火水槽の撤去工事ということがありました。以前も、震災前でしたけれども、大代地区内でも1カ所ありましたよね。そこでもやっぱり撤去されて、もう一つ新たなところでないかということで、地域住民の方と何度か説明会もさせていただいたりしました。強い要望があったんですけれども、当局側としてもう少し、民地を買い取ってでも行いたいというふうな要望もあったような記憶がするんですけれども、現在、今民地としてこの防火水槽は何カ所あるのか、その辺伺いたいと思います。

○角田交通防災課長

正確な数字はここではちょっとわかりませんが、百数十基ございます。

○米澤委員

震災後はとても私は二次的な水利確保としては必要ではないかと思っておりますので、それで当局側としては十分だと思っておりますのかどうか。

○角田交通防災課長

消防水利施設としては防火水槽のほか消火栓があるわけですが、それについては約八百数十基と認識してございますけれども、その2つ合わせてそれなりの数があるわけでございます。今回の八幡地内の防火水槽の周りの環境を見ますと、消防水利基準の半径200メートルに1カ所という基準がございしますが、それ以内に3カ所消火栓がございします。今の消火栓は耐震性も備えていることから、本来であれば数多いことにこしたところございませんが、何せ地権者の御意向ということもございしますので、万やむを得ず撤去ということでございします。

○江口委員

資料は110ページで、2の資料は97ページです。宅地かさ上げ支援補助金事業についてですが、まず、2の資料の概要の中に、地盤沈下した地域のうち、特に雨水浸水のおそれがある地域というふうに定義されているんですが、まず確認のために、これは津波被災地域については全域入っているのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

対象地域でよろしいんですよね。地盤沈下した地域というのは市内全域に及んでおりまし

て、航空レーザー計測でおおむねの沈下量というのは把握をしておりますので、正式なものは、今後、正式な水準点を設置して、それを測量した上で特定をしてまいりたいということでもあります。

○江口委員

今の回答の中で、ここに書いてあります特に雨水浸水のおそれがある地域というふうに定義されているので、非常に範囲を絞ってあるんじゃないかと、そこにこだわっておられるんじゃないかなと思うんですよね。東日本大震災調査特別委員会あるいは複数の他の議員からも、津波被災地域全域に適用されないのかという質問が何度もあったんですが、そこら辺の検討された内容とこれに至った結論の理由をお伺いしたいと思うんですが。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

これは特別委員会でも申し上げましたけれども、一番が、やっぱり地盤沈下でもって雨水浸水被害のおそれが極めて高まった地区について、即効的な対策をする必要があるんだろうというのが一番の目的であります。16日の議会からの御提案については我々も重く受けとめまして、その上で庁内でも相当議論をいたしました。その議論の中身については、一つは復興交付金事業の不採択というのも非常に大きい理由でありますし、一方では、多重防御で現地再建という方針を打ち出しているということもございまして。それから、我々サイドで類似制度の他の市町村の制度も調査をいたしました。そういうものをいろいろ検討し勘案した上で、今回の御提案ということでございます。

○江口委員

それであれば、例えば1回申請が却下されたというのであれば、その制度設計を一部修正してでも再度申請をするという考え方はあるんですか、今のところ。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

これ実はいろいろ我々も作戦を練りまして、宮城復興局のほうからは、今回14の市町村が宅地かさ上げの申請をしましたが、基本的には全部だめでした。雨水浸水被害対策という目的でやったのは実は多賀城市だけで、そういういろんな作戦を練りながらやったのがこれまでの取り組みでございます。その意味で、今現時点でもう一度復興交付金事業にエントリーするかどうかというのはまだちょっとお答えしにくいというのが現状であります。

○江口委員

ぜひですね、近隣でもかさ上げして自主的にやっている家屋、結構あるんですよ。このかさ上げでもいろんな形がありまして、コンクリートで大々的にやっているうちもあります、1メートル20ぐらい上げて。相当の費用負担になっていると思うんですよ。ですから、これはその目的にすれば即効性をねらったということですので、また改めてそこら十分継続的に検討していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上です。

○松村委員

2点お伺いいたします。

まず初め、104ページ、地域コミュニティ課の被災自治会・町内会再生事業についてお伺

いたします。一応概略の説明ありましたが、その中で 2 点、もしかしたら聞き漏らしたのかもしれないので確認でお伺いします。1 つは、被災自治会・町内会というふうになっていますが、これはどこか特定しているのか、それとも市内全域の自治会を指しているのか、その辺の確認 1 点お願いします。

あと、2 名の方を採用しまして、その方たちを自治会に多分派遣するのかなのかあれなんですけれども、具体的にこの方たちを入れてどういうふうな形で事業を進めようとしているのか、その 2 点お伺いいたします。

○片山地域コミュニティ課長

平成 23 年度から、特に津波の被害の大きかった八幡とか桜木とか大代とかあるいは鶴ヶ谷の一部に対しまして、各自治会・町内会に行きましてその代表者の方であるとか役員の方々といろんなお話を聞きながら、そして、その後はちょっと電話によっていろいろつなぎをやったりとかということをやっているんですけれども、今回は、特に被害が大きかった桜木を中心としまして、桜木とか八幡とかそういったところを対象にしようかというふうに考えております。

それで、この 2 名の働きなんですけれども、地域コミュニティ課のほうに配属になるわけなんですけれども、一番の大きな仕事というのはやっぱりつながりをつくっていくということなんですけれども、やっぱりその地域にこちらから我々なかなかちょっと出ていく時間というのとれない状況がありましたものですから、そういう支援員を設置しまして、地域に出て行って住民との対話を行うことによって、地域の課題を調査したりだとか、あるいはその調査結果に基づいて課題を洗い出して、どういうふうに話し合いの場をつくり、そしてそれを解決するためにどういうふうなことをやっていったらいいのかということをサポートしていかうということで、そういったことがまず 2 人の大きな仕事に考えております。

そしてあとは、例えばそういった、要するに地域の小さなささやきだとか声をいかに拾い上げていくかということがやっぱり我々一番大事なことだと思うんですよ。それらは、とりもなおさず復興に向けていろいろな事業、それらにも生かしていけると思いますので、そういった住民の意見の集約ですとか地域活動の活発化に向けたそういった支援を中心にしていくために配属するということでございます。

○松村委員

特に被害の大きかったところに派遣するというようなお話だったと思います。確かにそのとおり、もうそこは大変な状況ですので優先的だとは思いますが、ただ、やはり本市の市民協働のまちづくりとか自治会の活性化の方向を目指していることからすれば、被災地域、特に被害のひどかったところに限らず、やはり市内全体の自治会の活動のあり方とか強化ということが、私、今後の震災を受けてより一層課題として出てきたのかなということを感じます。そういうことから、5 年間という期間は結構長いと思うので、もしできましたら、そこだけに特化しないで、ほかの自治会にもいろいろアドバイスとかいろいろ協力体制をとるような形というのも必要じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

まさにおっしゃるとおりだと思います。ただ、我々もその事業をコントロールしていくためにやっぱり全部というとなかなか難しいものですから、それらの実績をきちっと踏まえまして、そしてあと体制なんかも整えながらやっぱり全体に広げていきたいというふうには考えております。

○松村委員

では、ぜひそのような広がりを持って活動していただくようよろしくお願いいたします。2点目なのですが、106ページ、健康課の被災者特別健診事業についてお伺いいたします。これもちょっと聞き漏らしたかどうかなのですが、年齢が18歳から39歳の方ということでの説明は記憶しているのですが、被災者というのはどのような方を指すのか。市民全体を指すのか、それとも先ほどのように特化、特定しているのかということが1点です。あと、この事業の内容をもう少し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○長田健康課長

対象者は、18歳から39歳までの全市民約1万7,500名を対象としております。健診の内容につきましては、この事業は塩竈市でも同様に実施する予定というふうな形にしております。それで、検査項目等につきましても、医師会のほうからできれば塩竈市と統一してほしいというようなことがありますし、あと、お医者さん方のほうからも予約制とかでやっていただきたいとかそういうようなことが言われておりますので、今後医師会と調整いたしまして検査内容等を決定していきたいというふうな形で考えております。

○松村委員

全市民その年齢の方が対象で、その方が500名が対象だということですか。

○長田健康課長

全市民の18歳から39歳までの方で1万7,500名を対象といたしまして、そのうち、国保の加入者の方とか社会保険の被扶養者の方が多分健診を受けていないだろうということで、そういう方が約7,200名ほどいらっしゃいます。その方の受診率といたしましては約20%ということで、1,451名の予算を計上しております。

○戸津川委員

資料106ページです。先ほどもちょっと質問させていただいて確認したいんですが、保育所の放射能の測定の件です。私立の保育所については県のほうの事業でやっていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。何かちょっと私立に対しては私立に任せておくみたいな言い方にも聞こえて、ちょっと確認したいんですが、お願いします。

○但木こども福祉課長

今回のこちらの保育所給食食材の放射能検査については公立4保育所の分ということで計上しておりますが、今実施しております県のサンプル測定で、私立保育所ごとに考え方があるようでして、現在でも実際検査を受けておられるのが3保育所という状況でございます。今回は公立保育所になりますけれども、現在やっている県の測定も7月までの分しかまだ

スケジュールが決まっていないということで、今後 8 月以降のスケジュールが立てられるようになりませけれども、今のところはそちらのほうの利用を、サンプル調査としてはそちらを利用していただくというふうな形になろうかと思えます。

○戸津川委員

私は、公立と私立とでやはりサービスの差がこの放射能に関しては出ないように、極力市としてフォローしていく必要があると思うんです。そういう意味ではやはり、もちろん私立の保育園の姿勢を尊重するというのも一方では大事かと思えますけれども、私立に入っている子供たちがリスクを負うということがまたあってはならないというふうにも思いますので、その辺をしっかりと、指導する立場になるのかちょっとよくわかりませんが、しっかりとその援助をするといえますか、やはりお金のかかることだと思うんです、私立にしてもですね。ですから、そのところはしっかりと援助するなり指導するなりしながら、状況をしっかりとつかんで公立との差が生じないようにぜひ努力をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○但木こども福祉課長

私立保育所の意向なども十分お伺いして把握しながら、どのような対応するのか、その辺なんかの相談にも応じていきたいというふうに考えております。

○藤原委員

資料の 1 の 110 ページ、資料の 2 の 97 ページの被災宅地のかさ上げの問題です。特に資料の 2 の 97 ページでお尋ねしますが、東日本大震災調査特別委員会のときにいただいた資料には大潮満潮位が TPO.7 メートルというふうに明記をされておりました。今度の資料にはそれが明記されていないんですが、何か意図があるのかどうかという問題です。

それから、地盤沈下について、当初の当局の考えは約 1 メートル沈下した場合ということでしたが、東日本大震災調査特別委員会のときにいただいた資料では地盤沈下の高さについては削除されていたんですね。今回の場合には、地盤沈下のいわゆる沈下の高さというのはどういうふうな考え方をしているのかということ。

それから、100 件を想定して 1 億円の予算計上なんですけど、100 件のうち桜木、栄は何件を想定しているのかということについてお答えいただきたいと思えます。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

まず 1 点目、大潮満潮位 TPO.7 の表示については特に意味はございません。委員会のほうで 0.7 という数字をお示ししたので御理解をいただいているという認識で、今回は入れてございません。

それから、地盤沈下量でこの制度を制度化しようという意図は、これ当初から実はなくて、地盤沈下によって雨水浸水被害のおそれがある地域のかさ上げを促進しようという意図ですので、これは、仮に 1 メーター以上の沈下があっても、大潮の満潮位 TPO.7 よりも高い地盤であればかさ上げの支援の対象にはならないだろうという認識をしております。

それから、件数でありますけれども、これは今後の測量の結果を受けてというふうになりま

すので、桜木、栄地区、これは15日の委員会でも申し上げましたけれども、建物の解体をした家屋が80から90ぐらいということで、そのプラスアルファという想定での見込みでの計上でございます。

○藤原委員

そうすると、地盤沈下量というか高さというか、それは条件に入れてないというふうに考えてよろしいんですか。要するに、TPO.7未満になったところは恐らく地盤沈下していると思うんですが、理論的な問題として、最初から0.7未満だったところはどういう扱いになるんですか。もし地盤沈下していなくて当初から0.7未満だということがあったとすると、どういう扱いになりますか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

0.7未満で雨水浸水被害のおそれがある地域ですから、もしその地域が雨水浸水被害のおそれがあるんだとすれば、それはその助成の対象になるんだらうという理解をしております。

○藤原委員

そうしたら、地盤沈下によりと条件入れるのはおかしくないですか、これ。3の対象地域の中で地盤沈下によりというのは削除していいんじゃないですか。要するにTPO.7メートル未満で雨水被害の発生が予想される場所ということなんでしょう、つまり皆さんが言っていることは、じゃないかと思うんですが、それはどうですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

そういう御指摘をいただければそういうことでもあるんですけども、ただ、基本的に多賀都市の雨水対策というのは、公共下水道雨水で排除いたします。その意味で、公共下水道の雨水の整備でも対応するのが非常に困難なケースという理解を私どももしまして、その意味で、それは地盤沈下によって例えば地盤も下がり幹線管渠も下がって流速が遅くなって、宅地なり市街地からの流れ込みが非常に悪くなったの浸水被害というのを想定していましたので、地盤沈下という言葉を入れましたけれども、状況によってはそうでない場合もあるかもしれないという理解をしております。

○藤原委員

つまり、一応はここに地盤沈下によりとは書いてあるけれども、これは実際上条件じゃないんだというふうに理解していいんでしょう、さっきの答弁からすると。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

具体的に私イメージできなくていいんですけども、雨水浸水被害のおそれがあるという部分であれば、0.7以下であれば地盤沈下がなくても助成の対象にする必要があるんだらうという認識で今はおります。

○藤原委員

それから、議会としては、津波の被災地域全域を対象にしてほしいという提言といいますか、やりました。それは、津波被災地域と雨水排水地域がかなりダブっているという認識からだ

ったわけですね。それで、データをちょっとお聞きしたいんですけども、津波被災地域で半壊以上の人で解体した戸数というのは現時点で何戸になっていますか。

○鈴木建設部長

明確な数字は手元にないんですが、津波浸水地域では半壊以上が約 4,000 件だというふうに記憶してございます。そのうち解体の申請をしたのが、解体済みということになりますが、約 400 件ということで把握してございました。

○藤原委員

市民経済部、今の数字で間違いありませんね。

○佐藤市民経済部次長(兼)生活環境課長

私どもで解体の総数として把握しておりまして、総数としては解体家屋は 1,100 件ということございまして、当然地震区域も含まれてございますし、今おっしゃった、例えば津波区域であっても雨水の浸水の危険性が余りない区域もあるかと思っておりますので、その中の数としてその程度にはなるんだろうと思います。

○藤原委員

そうすると、もし議会の提起を皆さんののんだと仮定して、現時点における予算の上限というのは 400 件掛ける 100 万円ということになるんだね。これは想定の話なだけけれども。そういうふうに理解していいんですか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

津波被災地区で、今、多分委員御指摘は、全壊で更地になってその盛り土という御指摘だと思いますけれども、津波被災地区の、今部長 400 件と申し上げましたけれども、400 件から 500 件の水準というふうに我々は理解しておりました。したがって、それ掛ける、もし 100 万円だと仮定すれば掛ける 100 で、4 億 5,000 万円から 5 億円程度の財源が必要だということであります。

○根本委員

ちょっと今の議論を聞いていまして、東日本大震災が発生して地盤沈下をして、それにより雨水浸水のおそれがあるというふうに文章的には書いていますね。ところが、東日本大震災が発生しなくとも、それにかかわらず、低い地域、これも当然対象になりますよということですね。そうすると、この多賀城市宅地かさ上げ等費用支援補助金制度というのは、そもそも東日本大震災が発生したその支援制度なのか、あるいは雨水対策なのか、どちらでしょうか。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

まず 1 点目ですね、大潮満潮位以下の区域はすべて対象かということですが、先ほど藤原委員にお答え申し上げましたとおり、雨水浸水被害のおそれがある地域ということ限定しておりますので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思えます。

それから目的は、我々は、雨水浸水被害の対策と、プラス先般の 16 日の議会からの御提案をちょうだいして、当時は被災者限定版の制度でありませんでしたけれども、御意向を受け

て被災者限定版の助成制度というふうになりましたので、主たる目的は雨水浸水被害プラス被災者支援というふうに理解しております。

○根本委員

雨水対策と言いましたね。雨水浸水対策ですね、この事業は。多賀城市で復興計画というのは雨水浸水対策ではありませんね。東日本大震災が発生をして、現地再建をすると。津波で流されて、あるいは解体をして400件ぐらあるとおっしゃいましたね。その方々に多賀城市はそこで再建をしてほしいんだということを願って復興計画をつくっているわけですよ。そうすると、それは雨水浸水ではなくて災害復興計画に基づく現地再建ですから、そこで再建してくださいと。だけれども、そういう考え方の補助は何もありませんよ、大雨が降って浸水するおそれの地域だけですよということですね、今回の対策は。そうですね。

○永沢建設部次長(兼)都市計画課長

微妙にちょっと違うような気がするんですけども、復興交付金事業で下水道の雨水対策もやります。というのは、地盤沈下していますから、今までの下水道計画にのっとった整備でも不十分な場合があります。それがまさにこういう地盤沈下で低地になったところですね。例えばこの箇所を下水道計画でもし救おうとすれば、例えば幹線のバイパスを入れたり、あるいは調整池をつくったり、砂押川の排水規制がある多賀城市ではポンプの量をふやすことは非常に難しいという側面がありますから、プラスアルファの制度が必要なんです。そういう検討をするために復興交付金でもって総合治水計画等も今進めております。その意味では全く無関係ではなくて、震災の影響で地盤沈下をして、公共下水道雨水だけではやや不安な地域というのをこういう方法で救ってはどうかと、こういう認識をしております。

○佐藤委員長

いいんですか。それでは、あとはないですか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

それでは、これで歳出の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第64号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩をいたします。40分再開といたします。

午後 1 時 32 分 休憩

午後 1 時 40 分 開議

○佐藤委員長

それでは、再開をいたします。

● 議案第 65 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 65 号 平成 24 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 歳入歳出説明

○佐藤委員長

関係課長等から説明を求めます。

○竹谷総務部次長(兼)総務課長

それでは、資料 1 の 128 ページをお開き願います。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般管理費で 447 万 4,000 円の増額補正でございます。説明欄、総務課関係の 1、一般管理職員人件費につきましては、社会資本整備総合交付金事業、留ヶ谷 1 号雨水幹線の減額補正に伴う財源組み替えでございます。

○鈴木建設部次長（下水道担当）(兼)下水道課長

次に、下水道課関係について御説明させていただきます。

説明欄 1、下水道事業庶務事務につきましては 447 万 4,000 円の追加補正でございます。

1 節技術補佐員報酬 218 万円及び 4 節共済費 34 万 2,000 円は、非常勤専門職員 1 名に係る費用でございます。次に、19 節水道庁舎使用負担金 195 万 2,000 円につきましては、自治法派遣職員 13 名の受け入れに伴う事務室改修等の負担金でございます。

1 款 3 項 2 目汚水管理費で 52 万 5,000 円の減額補正でございます。説明欄 1、排水設備等審査事業、13 節排水設備申請受付等業務委託料 52 万 5,000 円の減額でございます。

これは、平成 20 年から水道へ委託をしておりました事業ですが、震災により汚水升や取出管の破損箇所が多く、災害復旧で建物の解体や建てかえがふえ、排水設備の問い合わせ件数が著しく増加することが見込まれたことから、これらに対応するには下水道課へ業務を移行することで事務の効率化を図るため、水道と協議し業務委託を廃止したことによるものでございます。

2 款 1 項 1 目公共下水道建設費で 5 億 67 万円の増額補正でございます。説明欄 1、留ヶ谷雨水幹線整備事業で 1 億 2,893 万円の減額補正でございます。これは、仙石線の高架事業の進捗に合わせ雨水幹線の整備を行うものでございますが、JR と協議をしたところ、仙

石線の横断部を受託することが可能となったことから、15 節工事費を減額し委託費に組み替えるものでございます。

恐れ入りますが、119 ページをお開き願います。

第 2 表債務負担行為補正でございます。留ヶ谷 1 号雨水幹線整備業務委託 2 億 4,000 万円でございます。これは、JR との協議により受託事業が翌年度に完了することとなったため、債務負担行為を設定するものでございます。なお、完了につきましては、現在の協議では 25 年 8 月を予定してございます。

恐れ入りますが、129 ページにお戻りください。

説明欄 2、中央雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業 6 億 2,960 万円の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

主なものは 15 節ポンプ施設増設工事 6 億 3,000 万円でございます。これは復興交付金事業において採択されたことによるものでございます。

説明欄 3、都石雨水枝線整備事業、4、大代雨水ポンプ場ポンプ施設増設事業、5、大代東雨水ポンプ場整備事業につきましては、財源の組み替えでございます。これは、復興公金事業の裏負担分 25%を当初災害復興特別交付金で見込んでおりましたが、4 月の総務省からの通知によりまして、復興交付金事業の下水道分については震災復興特別交付金を充てることができなくなりました。このことによりまして、公営企業復興事業債 10%、一般財源 15%に組み替えたことによるものでございます。

3 款 1 項 1 目公債費は、金額の増減はございませんが、説明欄 1、汚水事業元金償還事業につきまして財源の組み替えでございます。これは下水道庶務事務等の補正に伴い財源の組み替えを行うものでございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。この資料の 124、125 ページをお開き願います。

3 款 1 項 1 目下水道事業国庫補助金で 6,884 万円の減額補正でございます。説明欄 1、社会資本整備総合交付金 6,884 万円の減額でございます。これは、中央ポンプ場ポンプ施設増設事業分が復興交付金で内示を受けたこと及び留ヶ谷 1 号雨水幹線整備事業において JR との協議により減額になったことによるものでございます。

次に、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金で 1 億 85 万 9,000 万円の増額補正でございます。これは歳出で御説明いたしました各事業の一般会計繰入金でございます。

5 款 2 項 1 目東日本大震災復興交付金事業基金繰入金 4 億 7,970 万円の増額補正でございます。これは中央ポンプ場ポンプ施設増設事業等が復興交付金の内示がされたことによるものでございます。補助率は 75%でございます。

次のページをお願いいたします。

8 款 1 項 1 目下水道事業債で 710 万円の減額補正でございます。1 節公共下水道事業債で 880 万円の減額補正です。説明欄 1、社会資本整備総合交付金事業債で 7,510 万円の

減額でございます。これは留ヶ谷 1 号雨水幹線整備事業等の減額補正によるものでございます。2、公営企業復興事業債 6,630 万円の増額でございます。これは中央ポンプ場ポンプ施設増設事業等の復興交付金分の増額によるものでございます。

6 節災害減収対策企業債で 170 万円の増額でございます。これは下水道庶務事務等の増額に伴う財源組み替えが生じたことによるものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

次に、120 ページをお開き願います。

第 3 表地方債補正の変更でございます。先ほど歳入予算補正で御説明申し上げました下水道事業債の公共下水道事業債にあつては、880 万円の減額補正により、地方債発行の限度額を 1 億 7,730 万円とするものでございます。また、震災減収対策企業債につきましては、170 万円の増額補正により、地方債発行の限度額を 1 億 4,870 万円とするものでございます。これらによりまして、補正後の下水道事業全体における地方債限度額の合計は 710 万円追加の 10 億 3,360 万円となるものでございます。……失礼いたしました。710 万円減額です。大変失礼いたしました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

続きまして、資料 2 の 98 ページをお開き願います。

こちらにつきましては、下水道事業の元利償還金の雨水、汚水の内訳とそれに対する財源の内訳が当初予算と比べてどのように変化したかというものをあらわした表となっております。

以上で下水道事業特別会計の補正予算の説明を終わらせていただきます。

● 歳入歳出一括質疑

○佐藤委員長

以上で説明が終わりました。

これより歳入歳出一括質疑に入りたいと思います。藤原委員。

○藤原委員

129 ページの留ヶ谷 1 号雨水幹線ですが、見かけ上は予算の減額になっているけれども、直営事業から JR への委託事業で、予定どおり 2 億 4,000 万円の事業規模で進めるんだというふうに理解していいのかどうかということが 1 点です。

2 点目、中央ポンプ場の増設なんですけれども、これは当初交付金事業に入れてなかったですね、皆さん方は。それで、何で入れてないのと聞いたら、通常事業でやりますという話でした。結果的にこういうふうになってよかったなとは思っているんですが、通常事業から交付金事業にこれは変えたほうがいいなと思った経過等について御説明いただければというふうに思うんですが。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

まず、私のほうからは留ヶ谷 1 号雨水幹線の関係について御説明させていただきますが、実際に JR との横断部の工事の関係で、各種 JR との工程やら安全基準やらの物すごい量の

協議をしていかなければならないというふうな工事でございます。当初は請負工事で多賀城市が行うということだったんですが、JRのほうでも実際には今回非常に震災で忙しくてなかなか受け取れないというふうなことがございましたが、その辺についていろいろ協議をした結果、受け取っていただくということになったものですから、今年度の事業につきましては、予算書のほうで上げさせていただいております3,192万円分、今年度はお支払いをする予定でございます。それで、工事そのものは実際に1本でJRのほうでは発注をしていただくということでございますので、今回、債務負担行為の設定をさせていただいたということでございます。

○鈴木市長公室震災復興推進局長

当初、中央ポンプ場がなぜのっていなかったかというお話でございますけれども、復興交付金のメニューが発表されたときには下水道事業というだけで、この中身を確認したところ、基本的には新たな市街地をつくるのに下水道整備が必要になるだろうと、そういうものに対して復興交付金が当たるんですよという御説明をちょうだいしました。その後、私どもとしては、昨年秋の台風の被害もあって地盤沈下もしているんだと、多賀城市はこの雨水対策をしないと復興ができませんということを復興庁に申し上げて、第1回目の申請のときには浸水区域というところに限定した形でこの雨水の整備を認めていただきたいということで申請したところ、願いかなってつけていただきました。地盤沈下の起因による雨水整備が可能だとすれば、浸水区域以外でも可能であろうということで第2回目に追加でエントリーしたところ、つけていただいたというところでございます。当初、社総交事業ということもあったんですけれども、これはそれとは継続ではなくて、また新たな事業ですというような説明をさせていただきながら復興交付金の獲得に向かったというところでございます。

○藤原委員

御苦労さまでした。

○竹谷委員

大変努力をしてそれだけお金を持ってきたというのは、本当に御苦労さまです。

そこで、125ページのところで、これは数字的な問題ですけれども、事業費として補正予算に計上しているのが6億2,960万円になっているんですが、補助金の関係でこの内訳書を見ると6億3,960万円ということで、1,000万円ほど工事費といわば受ける基本となる数字がちょっと違っているんじゃないかと。どっちがどうなのか。例えば1,000万円は人件費等で使っているからこれはこうなっているんだというのであれば、その説明を求めたいと思います。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

大変申しわけございません。どこの欄のどの部分か再度お願いいたします。申しわけございません。

○竹谷委員

125ページの中央ポンプ場増設事業分6億3,960万円となっていますよね。わかります

ね。それから 129 ページ、中央ポンプ場増設事業 6 億 2,960 万円となっているね。この 1,000 万円の差があるんですけども、この 1,000 万円はこの事業以外にどこに行っているんですかという問いでございます。わかりましたか。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

わかりました。129 ページのほうを見ていただきたいのですが、こちらのほうで実際既存の事業として 1,000 万円計上されております。これを足しますと 6 億 3,900 万円ということになるわけでございます。

○竹谷委員

そうすると、当初予算で、復興交付関係じゃなく一般事業でやろうということで、1,000 万円かけて事業費の準備をしたと。それも含めて今回やりましたということでそういう数字になりますという意味合いですか。そのように御説明していただければ助かります。ありがとうございました。

○鈴木建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長

説明が足りなくて申しわけございません。そのとおりでございます。

○佐藤委員長

あとはいいですか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

では、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 65 号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

● 議案第 66 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）

○佐藤委員長

次に、議案第 66 号 平成 24 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

● 収入支出説明

○佐藤委員長

関係部課長等から説明を求めます。

○櫻井上水道部次長(兼)管理課長

それでは、資料 1 の 133 ページをお開き願いたいと思います。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条は収益的収入及び支出でございます。予算第 3 条中に定めた収益的収入及び支出の予定額の補正をするものでございます。

まず、収入の表でございます。1 款水道事業収益で 142 万 7,000 円増額し、17 億 553 万円とするものでございまして、下水道会計負担金の増額でございます。

次に、支出の表でございます。1 款水道事業費用で 6 万 8,000 円を増額し、16 億 7,884 万 8,000 円とするものでございます。補正に伴う消費税の増額でございます。

次に、136 ページをお開き願いたいと思います。

補正予算説明書でございます。

上の表、収益的収入でございますが、1 款 2 項 4 目他会計負担金、下水道負担金 142 万 7,000 円の増は、震災に伴う下水道事業の自治法派遣職員の増員に対応するため庁舎を改修したことや、光熱水費等庁舎維持管理経費等の人数割合の増加による水道庁舎使用負担金 195 万 2,000 円の増額、一方、下水道事業の排水設備申請受け付けを今年度より下水道課で行うこととなったため、負担金 52 万 5,000 円の減額を行うものでありまして、合わせて 142 万 7,000 円の増額補正をするものでございます。

次に、収益的支出でございますが、1 款 2 項 2 目消費税及び地方消費税で 6 万 8,000 円の増は、収入の補正に伴う消費税及び地方消費税の増額を計上してございます。

最後になりますが、補正後の補正予算書について説明させていただきますので、資料 2 の最後のページをお開き願いたいと思います。資料 2 の 99 ページでございます。

損益計算について当初予算と第 2 号補正後との比較表でございます。2 号補正におきましては、他会計負担金の増により、結果的に当年度純利益見込みが 1,600 万 5,000 円となっております。

以上で説明を終わります。

● 収入支出一括質疑

○佐藤委員長

これより収入支出一括質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

では、質疑を終結いたしたいと思います。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤委員長

御異議なしと認めます。

これより議案第 66 号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○佐藤委員長

起立全員でございます。

よって、本案を原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託をされました議案第 64 号から議案第 66 号までの平成 24 年度多賀城市各会計補正予算の審査をすべて終了いたしました。

各議案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しましたので、この結果については議長あて報告をいたします。

なお、委員会報告の作成につきましては、私委員長に一任願いたいと思います。

これをもって、補正予算特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 00 分 閉会

補正予算特別委員会

委員長 佐 藤 恵 子